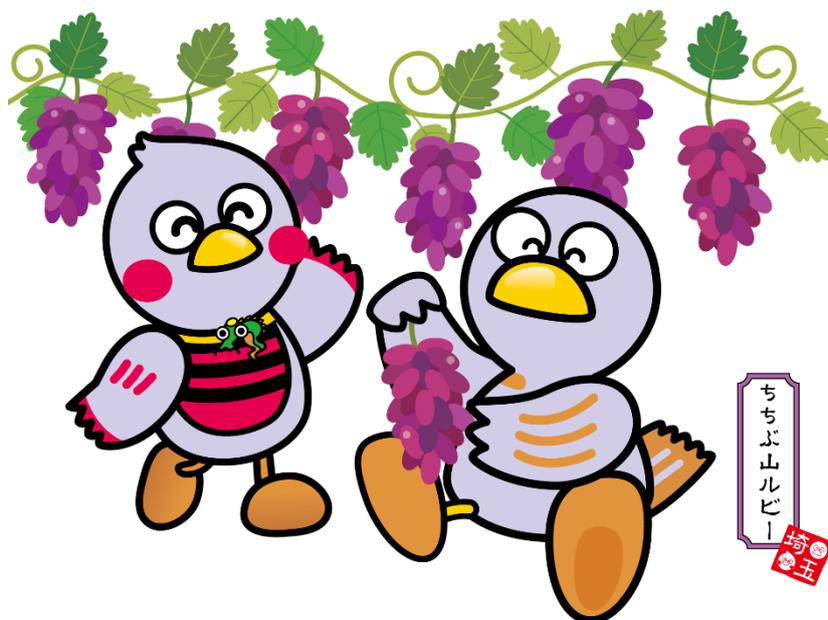


令和4年度版 事業概要

〈令和3年度実績〉



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県秩父保健所

目 次

第1 管内の概況

1 管内の概要	1
2 管内の人口等	2

第2 沿革及び組織

1 沿革	3
2 組織及び事務分掌	4
(1) 組織	4
(2) 各担当事務分掌	4

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当	7
1 衛生関係免許事務	7
(1) 免許事務の概要	7
(2) 免許の種類	7
(3) 申請の種類	7
2 厚生統計調査	9
(1) 人口動態調査	9
(2) その他の調査・報告	9
3 地域医療体制の整備	10
(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況	10
(2) 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会	12
(3) 救急医療体制	13
(4) 医療従事者の状況	14
(5) 立入検査等	16
4 ちちぶ医療協議会への支援	16
5 学生実習等の受入	17
6 地域医療連携推進事業	17
7 保健所別研修	17
II 保健予防推進担当	18
1 健康づくり・栄養	18
(1) 健康増進（栄養等）の実施	18

(2) 食環境整備事業の実施	18
(3) 食育・地域栄養活動事業の実施	19
(4) 地域・職域連携推進事業の実施	19
(5) 受動喫煙防止対策	20
2 母子保健	21
(1) 相談指導の実施	21
(2) 療育医療の給付	22
(3) 不妊治療費助成事業助成金の支給	22
(4) 子どもの心の健康相談事業の実施	22
(5) 母子保健連絡調整会議等の開催	23
(6) ふれあい親子支援事業の実施	23
(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業	24
3 歯科保健	24
(1) 歯科口腔保健連携推進事業	24
4 精神保健福祉	24
(1) 申請及び通報対応の状況	25
(2) 面接、訪問指導の実施	25
(3) 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業	25
(4) ひきこもり対策の実施	26
(5) 措置入院者退院後支援事業	27
(6) 嗜癖問題対策	27
(7) 他機関との連携	27
(8) 自殺対策	28
5 感染症対策	29
(1) 感染症（結核を除く）の発生の状況	29
(2) 感染症診査協議会	29
(3) 感染症発生動向調査事業について	29
(4) 新型コロナウイルス感染症対策	30
(5) 性感染症等に関する検査及び相談の実施	31
(6) 肝炎治療特別促進事業の実施	31
6 結核対策	32
(1) 結核登録者数の推移	32
(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）	32
(3) 新規登録者（年齢階級別）	32
(4) 管理検診・接触者健康診断の実施	33
(5) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施	33

7	難病対策	34
(1)	指定難病の医療給付	34
(2)	小児慢性特定疾病医療費助成制度	40
(3)	先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付	40
(4)	相談指導の実施	40
(5)	難病相談事業の実施	41
(6)	秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会	42
8	原子爆弾被爆者対策	42
9	保健師人材育成	43
10	秩父地区地域看護推進会議	43
Ⅲ	生活衛生・薬事担当	44
1	医薬品、血液等の安全確保	44
(1)	薬務関係施設数及び立入検査数	44
(2)	麻薬・覚醒剤関係業務	45
(3)	大麻・けし	45
(4)	薬物乱用防止事業	45
(5)	献血推進事業	45
(6)	温泉	46
2	食品の安全性の確保	46
(1)	市町別・業種別食品営業施設数	46
(2)	食品衛生法に基づく業種別許可施設数	49
(3)	食中毒の発生状況	50
(4)	立入監視・指導	50
(5)	講習会等	50
3	生活環境の確保	51
(1)	衛生的な生活環境の確保	51
(2)	動物の適正な飼育管理	52
(3)	水道普及状況	53
(4)	水質検査	53
(5)	特定動物の飼養又は保管の許可	54
(6)	動物取扱業者	54
第4	衛生統計資料	
1	人口	55
(1)	管内人口の年次推移	55
(2)	人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕	56

(3) 人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕	58
2 人口動態	60
(1) 人口動態総覧	61
(2) 出生	63
(3) 死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕	64
(4) 死亡率順位〔死因別・管内〕	67
(5) がんの死亡数〔部位別・管内〕	68
(6) 諸率の年次推移〔全国・埼玉県・秩父保健所管内〕	69

第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員	77
2 埼玉県秩父地域保健医療協議会委員	77
3 埼玉県秩父地域医療構想調整会議委員	77
4 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員	78
5 関係団体	79
6 健康相談等日程表	79
(1) 健康相談	79
(2) 検査	79

第 1 管内の概況

1 管内の概要

秩父保健所は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の 1 市 4 町を所管区域としている。管内地域は県の北西部に位置し、東京、群馬、長野、山梨の 1 都 3 県に接し、荒川の水源地を擁するとともに緑豊かな自然環境に恵まれ、長瀬に代表される優れた景観を有している。

管内面積は 892.62 平方キロメートルで県土の約 4 分の 1 を占め、人口は令和 4 年 1 月 1 日現在、95,302 人で県人口の 1.3% を占めている。

都心から 80 キロメートル圏内に位置し、一般国道 140 号・299 号、秩父鉄道及び西武鉄道が地域の主要交通手段となっている。

古くは秩父絹の産地としてその名を全国に轟かせ、秩父鉄道開業後には秩父セメントの創業（大正 12 年）に始まる武甲山の石灰石を利用したセメント産業が盛んとなり、昭和 30～40 年代の高度経済成長期には、衰退した養蚕・絹織業・林業に代わり、電気・精密等の機械工業の進出も見られた。

近年は、余暇活動の増加を背景に、観光農林業など都市住民との交流を通じた新たな産業が展開されている。

【秩父保健所管内図】



2 管内の人口等

令和4年1月1日現在の管内の推計人口は95,302人、世帯数は41,234世帯である。令和3年の同期に比べ人口は1,606人減少、世帯数は73世帯減少しており、一世帯当たりの人数は2.3人である。

若年層の流出と出生数の減少により人口は減少の一途をたどっている一方、高齢化及び核家族化が年々進行し、特に高齢者のみの世帯が増加している。

65歳以上の老年人口が全人口に占める割合は35.7%と県内で最も高く、県平均の約1.3倍に達している。

〔市町別人口世帯数等〕

令和4年1月1日現在

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
埼玉県	7,385,819	3,431,655	3,797.75	1,944.8
管内計	95,302	41,234	892.62	106.8
秩父市	60,314	26,414	577.83	104.4
横瀬町	7,976	3,339	49.36	161.6
皆野町	9,371	3,992	63.74	147.0
長瀬町	6,748	2,895	30.43	221.8
小鹿野町	10,893	4,594	171.26	63.6

*人口・世帯数：埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部総計課）

面積：全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

令和3年4月1日時点、秩父市及び横瀬町は境界の一部が未定のため参考値

〔市町別年齢3区分別人口〕

令和4年1月1日現在

	総数 (人)	年齢区分別人口(人)			構成比(%)		
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
埼玉県	7,385,819	875,612	4,536,900	1,973,307	11.9	61.4	26.7
管内計	95,302	9,802	51,477	34,023	10.3	54.0	35.7
秩父市	60,314	6,439	33,152	20,723	10.7	55.0	34.4
横瀬町	7,976	832	4,422	2,722	10.4	55.4	34.1
皆野町	9,371	945	4,828	3,598	10.1	51.5	38.4
長瀬町	6,748	613	3,491	2,644	9.1	51.7	39.2
小鹿野町	10,893	973	5,584	4,336	8.9	51.3	39.8

*埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部統計課）

第2 沿革及び組織

1 沿革

昭和 19年 10月 1日	逓信省簡易保険健康相談所が県に移管され、大宮、川越、熊谷、幸手の各保健所とともに、県下第6番目の保健所として、秩父町大字大宮（現上町）1289番地に開設される。 （管内は5町20村、職員数は5人）
22年 9月	保健所法改正により、行政事務が移管（職員数10人）
25年 12月 1日	機構改革により、庶務課、衛生課、予防課の3課制
27年 7月 1日	新庁舎を秩父市大宮（現熊木町）527-6番地に建設
40年 5月 1日	保健婦室を新設（庶務課・衛生課・予防課・保健婦室の1室3課制 職員数39人）
44年 7月 10日	新庁舎を現在地（秩父市桜木町8番18号）に竣工、移転
47年 5月 1日	計画課を新設（庶務課・計画課・衛生課・予防課・保健婦室の1室4課制）
51年 5月 1日	保健婦室を保健婦課に改称（5課制 職員数31人）
平成 3年 4月	計画課を廃止、地域保健企画担当を新設
11年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行う組織として埼玉県福祉保健総合センターが設置される。 ・組織は、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の2部・5担当制（職員数43人）
13年 4月 1日	細菌検査・水質検査等の業務を衛生研究所へ移管
22年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父福祉保健総合センターが改編され、秩父保健所と秩父福祉事務所に再編 ・秩父保健所の組織は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当制（職員数21人）

2 組織及び事務分掌

(1) 組織

秩父保健所は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当で構成され、職員数は兼務職員を含め27人である。

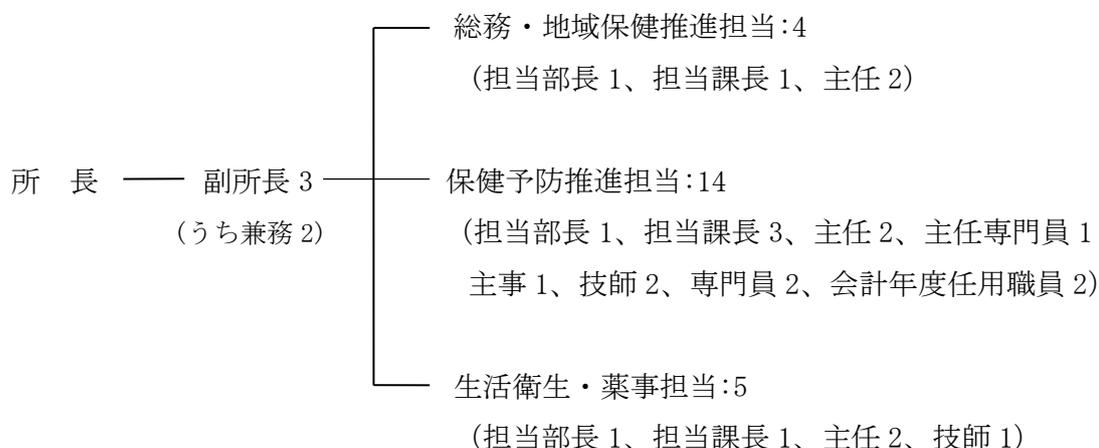
〔職員数〕

令和4年4月1日現在

所 長	副所長	担当部長	担当課長	主 任	主事・技師	主任専門員 ・専門員	会計年度 任用職員	合 計
1	3(2)	3	5	6	4	3	2	27(2)

※カッコ内は兼務者数（内数）。熊谷保健所副所長及び秩父地域振興センター副所長が兼務。

【秩父保健所組織図】（令和4年4月1日現在）



(2) 各担当事務分掌

〔総務・地域保健推進担当〕

- ア 人事、給与、服務、文書、公印、福利厚生等に関すること
- イ 経理に関すること
- ウ 公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること
- エ 調理師、栄養士等の免許等に関すること
- オ 表彰に関すること
- カ 地域保健に関する市町村支援の企画・調整に関すること
- キ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ク 初期救急医療を始めとした地域医療提供体制の整備に係る市町村支援に関するこ
と
- ケ 小児救急医療及び周産期医療（分娩を含む。）を始めとした地域医療提供体制の
整備に向けた取組の推進に関すること
- コ 保健・医療・介護・福祉の連携の推進及び関係機関のネットワークづくりに関す
ること

- サ 保健・医療・介護・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関する事
- シ 地域保健医療計画の推進に係る保健所内の調整に関する事
- ス 圏域別取組の作成及び取組の推進に係る企画・調整並びに医療提供体制の確保に関する事
- セ 病院等の許可、立入検査、医療安全相談（埼玉県虐待禁止条例に基づく通報の対応含む）等の医事に関する事
- ソ 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関する事
- タ 地域包括ケアシステムづくりの推進に関する事
- チ 災害等非常時における保健・医療・介護・福祉の体制整備等対応策の策定等に関する事
- ツ 調査・研究事業の調整に関する事
- テ 学生実習の受入れ調整に関する事
- ト 広聴広報の調整に関する事
- ナ ホームページの運用に関する事
- ニ 福祉事務所との総務事務に関する連絡調整事務

〔保健予防推進担当〕

- ア 健康づくりに関する事業の企画・実施に関する事
- イ 健康相談の実施に関する事
- ウ 健康教育の企画・実施に関する事
- エ 専門的母子保健に関する事
- オ 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関する事
- カ 栄養成分表示に関する事
- キ 受動喫煙防止対策に関する事
- ク 歯科保健に関する事
- ケ 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関する事
- コ 難病対策及び被爆者の援護等に関する事
- サ 結核・感染症対策に関する事
- シ 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市町事業に対する専門的かつ技術的支援等に関する事
- ス 地域における保健・医療・福祉・介護職等の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築推進に関する事
- セ 児童虐待予防・防止に関する事
- ソ 不妊治療の支援に関する事
- タ 石綿健康被害対策に関する事
- チ 公費負担医療給付の申請受理・支給に関する事
- ツ 学生実習の受入れに関する事

〔生活衛生・薬事担当〕

- ア 食品営業許可並びに食品営業施設等の監視又は指導及びH A C C Pに沿った衛生管理に関すること
- イ 食中毒処理等に関すること
- ウ 食品関係業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関すること
- エ 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導その他の環境衛生に関すること
- オ 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関すること
- カ 薬局等の許可及び監視・指導並びに医薬品等の適正使用に関すること
- キ 麻薬取扱者の免許等及び監視・指導に関すること
- ク 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止に関すること
- ケ 献血の普及啓発、献血組織の育成及び献血受入れ体制の整備の促進に関すること
- コ 毒物劇物業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関すること
- サ 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の引取り並びに犬の適正な飼養に関すること
- シ 動物取扱業の登録、監視・指導等に関すること
- ス 特定動物の許可、監視・指導等に関すること
- セ 動物虐待の予防・防止など動物愛護に関すること
- ソ 水道事業の認可等、水道施設の監視・指導及び水質検査等の飲用水の衛生確保に関すること
- タ 温泉利用の指導に関すること
- チ 遊泳用プールの指導に関すること
- ツ 化製場等の許可、監視・指導等に関すること
- テ 輸出する食品等の衛生証明書の発行及び食品等の輸出を行う施設の監視・指導等に関すること

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当

1 衛生関係免許事務

(1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

〔根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか〕

(2) 免許の種類

〔大臣免許〕

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

〔知事免許〕

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生師	名簿
登録販売者	
准看護師	籍
クリーニング師	原簿

(3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。（准看護師は、他都道府県知事の免許も受付）

- ① 免許申請…………… 新規登録
- ② 籍（名簿）訂正・書換え申請… 登録事項（氏名・本籍地都道府県名など）に変更があった場合
- ③ 再交付申請…………… 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消（削除）申請…………… 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

[令和3年度 衛生関係免許申請受付件数]

申請種類 免許種類		新規登録	訂正・書換	再交付	抹消(削除)	計
厚生労働大臣免許	医師	2	-	-	-	2
	歯科医師	-	-	-	-	-
	薬剤師	6	1	-	-	7
	管理栄養士	3	2	-	-	5
	保健師	3	3	-	-	6
	助産師	1	2	-	-	3
	看護師	19	15	1	-	35
	診療放射線技師	2	-	-	-	2
	臨床検査技師	3	1	1	-	5
	衛生検査技師	-	-	-	-	-
	理学療法士	4	-	-	-	4
	作業療法士	3	2	-	-	5
	視能訓練士	-	-	-	-	-
	計	46	26	2	-	74
知事免許	調理師	44	3	9	-	56
	製菓衛生師	2	-	-	-	2
	クリーニング師	-	-	-	-	-
	准看護師	3	1	-	-	4
	栄養士	2	4	2	-	8
	登録販売者	11	2	-	-	13
	計	62	10	11	-	83
他県	准看護師		-	-	-	-
合計		108	36	13	-	157

2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料を作成するため、各種の厚生統計調査等を実施している。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の5種類の「人口動態事象」について、調査を実施している。また、5年に一度、国勢調査が行われる年度は、人口動態調査（職業・産業）も実施している。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を経由して国に提出している。〔根拠法令：統計法、人口動態調査令〕

※調査結果の詳細は、「第4 衛生統計資料 2 人口動態」を参照。

(2) その他の調査・報告

ア 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票)	毎年	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。 3年周期で大規模調査（令和4年度実施。調査票に健康票・介護票が追加となる。）
社会保障・人口問題基本調査	毎年	社会保障・人口問題に関する事項を調査し、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師統計	2年周期	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにする。
医療関係従事者調査	同上	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所、従事場等による分布を明らかにする。

イ 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進事業報告	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。 ※静態調査は3年周期で実施（令和2年度実施）
病院報告	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

※このほか「患者調査」、「受療行動調査」を3年周期で実施（令和2年度実施）

3 地域医療体制の整備

(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況

秩父保健所管内の病院は、一般病院が8施設（うち公立病院2施設）である。病床数は、一般病床が513床、療養病床が237床、合計750床である。

一般診療所は有床診療所が3施設（41床）、無床診療所が83施設、合計86施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は48施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中核的な病院の整備など、住民への医療需要に応じていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

〔管内市町別・医療施設数〕

令和4年4月1日現在

市 町 名		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	管内計	
人 口 (人)		58,237	7,789	9,089	6,640	10,449	92,204	
病 院	施 設 数	5	-	2	-	1	8	
	病 床 数	一般	358	-	60	-	95	513
		療養	87	-	150	-	-	237
		精神	-	-	-	-	-	-
		結核	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-
計	445	-	210	-	95	750		
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	1	-	-	2	-	3
		無床	59	4	7	3	10	83
	計	60	4	7	5	10	86	
	病 床 数	15	-	-	26	-	41	
歯 科 診 療 所		32	2	6	3	5	48	
助 産 所		2	-	-	1	-	3	
施 術 所		73	12	8	8	7	108	
歯 科 技 工 所		6	-	-	2	2	10	

注) 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専門を除く。）及び柔道整復師に係る施術所の合計

〔医療施設数〕

令和3年度末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	8,182	1,496,856	104,691	82,117	67,761
埼 玉 県	344	63,007	4,485	2,503	3,542
管 内	8	750	86	41	48

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「医療施設動態調査(令和3年3月末概数)」(厚生労働省)による。

〔医療関係施設数の推移〕

各年度末現在

年 度	施 設	病 院						一 般 診 療 所			歯科診療所	助産所	施 術 所
		一 般		療 養	精 神	結 核	伝 染	有 床	無 床	病 床 数			
		数	率										
平成3	13	693	556.3	-	176	-	26	27	50	232	46	4	72
4	13	703	565.2	-	180	-	26	27	53	232	46	4	74
5	13	703	565.8	-	180	-	26	27	54	240	47	4	80
6	13	703	567.3	-	180	-	26	27	56	240	47	4	83
7	13	698	565.0	-	180	-	26	27	55	240	47	4	84
8	12	662	538.8	-	180	-	26	27	54	242	46	3	86
9	12	655	535.5	-	180	-	26	25	57	234	49	2	86
10	12	680	558.7	-	180	-	26	24	61	233	49	2	88
11	11	685	565.6	-	180	-	-	25	59	252	50	2	88
12	12	835	692.7	-	180	-	-	13	77	124	51	2	90
13	12	820	684.6	50	180	-	-	11	79	108	53	2	88
14	11	608	511.4	224	180	-	-	12	79	127	51	2	87
15	10	444	376.2	331	180	-	-	12	80	145	52	2	88
16	10	444	379.6	336	180	-	-	12	78	112	52	2	87
17	9	424	365.3	336	123	-	-	12	80	130	51	2	74
18	9	457	398.4	297	123	-	-	13	78	150	51	-	72
19	9	457	402.6	297	123	-	-	12	79	148	52	-	77
20	9	457	407.0	297	123	-	-	12	76	146	51	-	79
21	9	457	411.2	297	123	-	-	11	76	143	53	-	78
22	9	457	425.6	297	123	-	-	10	77	126	52	-	86
23	9	457	430.5	297	123	-	-	9	80	110	52	-	89
24	9	457	436.3	297	123	-	-	9	79	110	52	-	89
25	9	457	442.5	297	123	-	-	8	80	97	51	1	94
26	9	457	448.7	297	123	-	-	6	81	76	50	1	100
27	9	457	453.7	297	123	-	-	6	81	76	49	-	105
28	9	462	465.1	292	123	-	-	6	80	76	51	-	106
29	9	462	471.9	292	123	-	-	6	80	76	50	-	108
30	9	462	479.3	292	85	-	-	5	81	62	50	-	109
令和元	8	513	540.4	237	-	-	-	4	83	60	50	-	109
2	8	513	549.1	237	-	-	-	4	83	60	48	1	109
3	8	513	556.4	237	-	-	-	3	83	41	48	3	108

注) 率は人口10万対病床数である。

(2) 埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会

秩父保健医療圏（構想区域）における埼玉県地域保健医療計画を推進すること及び医療法第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下、「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）を設置。また、協議会の中に、地域医療構想の推進に関する必要な協議を行うために、地域医療構想作業部会を設置。

なお、令和4年6月からは、本協議会を、地域保健医療計画等について協議する「秩父地域保健医療協議会」と、地域医療構想の推進について協議する「秩父地域医療構想調整会議」に分割している。

ア 令和3年度 開催状況

第1回埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会及び地域医療構想作業部会合同会議

開催日	議 題
令和3年 8月4日 19:00～20:30 (Zoom 併用)	(1) 令和3年度地域保健医療・地域医療構想協議会の協議内容について (2) 埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて (3) 令和元年度病床機能報告定量基準分析結果について (4) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (5) 地域医療構想作業部会の部会長及び部会長代理の選出について (6) 皆野病院の開設者の変更について

第2回埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会

開催日	議 題
令和3年 11月17日 19:00～20:30 (Zoom 併用)	(1) 圏域別フェイスシートについて (2) 地域医療構想調整会議の更なる活性化について (3) 非稼働病棟を持つ医療機関への対応について (4) 埼玉県地域保健医療計画の中間見直しの進捗について (5) 埼玉県地域保健医療計画に係る圏域別取組の中間見直しについて (6) 病床機能報告について

第3回埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会

開催日	議 題
令和4年 3月11日 19:00～20:30 (Zoom 併用)	(1) 「地域医療構想調整会議」及び「地域保健医療協議会」の要綱・構成委員について (2) 非稼働病棟を有する医療機関への対応について (3) 圏域別フェイスシートについて (4) 埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて (5) 埼玉県地域保健医療計画に係る圏域別取組の中間見直しについて (6) 令和3年度中の秩父保健医療圏の圏域別取組状況について

イ 秩父保健医療圏「圏域別取組」

埼玉県地域保健医療計画【第7次】（以下「計画」という。）が平成30年3月に策定されたことから、新たな秩父保健医療圏の圏域別取組を平成30年5月に策定した。

圏域別取組は、計画を地域の実情に応じて、市町村、地域の医療機関や保健医療・福祉関係団体等の協力を得て着実に推進するため、圏域における重点課題を解決するための具体的方策を示すものである。

令和4年3月に、「健康危機管理体制の整備充実」中に、新型コロナウイルスへの対応を追加する一部見直しを行った。

【秩父保健医療圏 圏域別取組】

- ・救急医療（小児救急を含む）
- ・在宅医療の推進
- ・精神医療と自殺防止対策の推進
- ・親と子の保健医療対策
- ・生活習慣病対策の推進
- ・健康危機管理体制の整備充実

(3) 救急医療体制

ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制

令和4年4月1日現在

第三次救急医療体制 〔重篤〕な救急患者 ＜全県単位＞	・救命救急センター 11 病院 ・小児救命救急センター 2 病院
第二次救急医療体制 〔手術〕又は〔入院〕が 必要な救急患者 ＜県内14地区＞	市町村が第二次救急医療圏ごとに病院群輪番制により 整備
初期救急医療体制 〔軽症〕の救急患者 ＜各市町村単位＞	市町村が休日夜間急患センター、在宅当番医制により 整備 ・休日夜間急患センター：28 か所 ・在宅当番医制度：28 郡市医師会

イ 管内の救急医療体制

① 救急医療機関

秩父市立病院 (秩父市桜木町)	医療法人徳洲会皆野病院 (皆野町皆野)
医療法人花仁会秩父病院 (秩父市和泉町)	国民健康保険町立小鹿野中央病院 (小鹿野町小鹿野)
秩父第一病院 (秩父市中村町)	

② 初期救急（秩父郡市医師会休日急患当番医）

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所〔内科・小児科〕
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制
在宅歯科当番医	秩父郡市歯科医師会加入診療所による当番制

③ 第二次救急（病院群輪番制）

秩父市立病院 (秩父市桜木町)
医療法人花仁会秩父病院 (秩父市和泉町)
医療法人徳洲会皆野病院 (皆野町皆野)

(4) 医療従事者の状況

ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。（令和4年度実施予定）

① 医師

令和2年12月31日現在の管内医師（管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人）数は、142人である。

② 歯科医師

令和2年12月31日現在の管内歯科医師（管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人）数は、78人である。

③ 薬剤師

令和2年12月31日現在の管内薬剤師（管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する、薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人）数は、146人である。

〔医師・歯科医師・薬剤師数〕

各年 12 月 31 日現在（単位：人）

	医 師		歯科医師		薬 剤 師	
	平成 30 年	令和 2 年	平成 30 年	令和 2 年	平成 30 年	令和 2 年
全 国	327,210	339,623	104,908	107,443	311,289	321,982
埼 玉 県	12,928	13,604	5,358	5,575	15,793	16,370
管 内	147	142	82	78	137	146
秩 父 市	109	105	58	54	100	100
横 瀬 町	3	3	5	3	3	3
皆 野 町	13	12	9	10	15	20
長 瀬 町	6	6	3	3	5	6
小鹿野町	16	16	7	8	14	17

注) 従事地別。ただし、資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は、住所地に含む。

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2年に1度、住所や従事場所等を届け出ている。

〔管内市町従事地別・業務従事者数〕

各年 12 月 31 日現在（単位：人）

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	平成 30 年	令和 2 年										
管 内	63	68	10	9	569	605	354	344	105	106	11	15
秩父市	33	39	9	9	415	414	229	219				
横瀬町	6	6	1	0	6	14	19	17				
皆野町	7	6	0	0	73	83	36	35				
長瀬町	6	7	0	0	18	23	31	31				
小鹿野町	11	10	0	0	57	71	39	42				

(5) 立入検査等

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等から、8病院に対する立入検査は書面審査のみの簡易検査により実施した。

なお、新規開設や構造設備の変更に伴う検査（現地調査）件数は次のとおりである。

	定 例	新 規 開 設	構造設備の変更等	計
病 院	8	0	0	8
一般診療所	0	1	0	1
歯科診療所	0	2	0	2
計	8	3	0	11

[市町別立入検査等件数]

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計
秩 父 市	5	1	2	8
横 瀬 町	0	0	0	0
皆 野 町	2	0	0	2
長 瀬 町	0	0	0	0
小鹿野町	1	0	0	1
計	8	1	2	11

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の1市4町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成21年に秩父市が中心市となって4町と協定を締結し、「ちちぶ定住自立圏」を形成した。協定項目のうち医療分野を推進するための下部組織として、平成23年9月に「ちちぶ医療協議会」が設置され、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、医師や看護師等の医療従事者の確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成27年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」が立ち上げられた。

当所では、委員として各会議に出席するほか、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について指導を行った。（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オリエンテーションのみ実施。）

〔令和3年度 実習生の受入数〕

区分	学校名	グループ数	人数	受入日数
保健師課程	東京家政大学	1	2	1日
	早稲田医療技術専門学校	2	6	1日
管理栄養士課程	-	0	0	-
その他	秩父看護専門学校		22	1日

6 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、ちちぶ圏域ケア連携会議（事務局：秩父市立病院・地域連携室）に出席し、同会議主催の普及啓発のための研修会や講演会に参加している。

7 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。

II 保健予防推進担当

1 健康づくり・栄養

健康増進法に基づき、高齢化社会に向けて生活習慣病を予防することで、「健康寿命」の延伸を図ることを目的とする。その実現のため、食生活・運動・休養・喫煙等の生活習慣を見直し、健康づくり・栄養改善を目的として事業を実施した。

(1) 健康増進(栄養等)の実施

県民に対して、専門的な栄養指導及び食生活支援を行い、生活習慣病を予防することを目的として実施した。

令和3年度(単位:人)

指導別 対象	個 別		集 団		
	栄 養	禁 煙	栄 養	運 動	禁 煙
乳 幼 児	2	-	-	-	-
20歳未満	-	-	-	-	-
20歳以上	16	3	0	0	0
合 計	18	3	0	0	0

(2) 食環境整備事業の実施

地域における食に関する環境を整備するため、給食施設等における栄養改善の向上や栄養管理についての指導及び助言を行った。また、食品製造業者に対して、栄養成分表示の指導を行い、県民に食生活に関する正しい知識や情報を適切に提供した。

ア 給食施設指導

令和3年度

	特 定 給食施設	その他の 給食施設	合 計
栄養管理指導(延施設数)	74	82	156
喫食者への栄養・運動指導(延人数)	-	-	-

イ 栄養成分表示普及促進事業

令和3年度

対 象	内 容	回数又は店舗数
住民・食品事業者等	栄養成分表示普及・啓発	集団 0回 個別 26件
埼玉県・健康づくり協力店	指定基準指導	2店舗

(3) 食育・地域栄養活動事業の実施

地域における栄養関係団体等の活動を支援するとともに、地域におけるリーダーの育成及び栄養改善の体制を整備するため、関係団体に対して、質の向上のための研修会を実施した。

その結果、各関係団体とも管内市町の保健事業で積極的に活動している。

栄養関係団体育成事業の実施（令和3年度）

〔研修〕

実施年月日 (会場)	内 容	参加者
令和3年 9月3日 (書面開催)	令和3年度秩父保健所管内給食施設研修会 (1)講義：「給食施設における衛生管理について」 講師：熊谷保健所 食品監視担当職員 (2)保健所からの情報提供 担当：秩父保健所 保健予防推進担当職員 ※上記について計画していたが、新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う保健所業務の逼迫により、講師からの資料提供による書面開催とし、全105施設に送付。	管内給食施設栄養担当（主に管理栄養士・栄養士）と施設管理者等 申込数：38施設 43名
令和3年 9月（中止）	秩父保健所管内食生活改善推進員リーダー研修会 テーマ：「地域における食育を推進するために」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止	管内食生活改善推進員連絡協議会、事務局職員

〔市町村支援〕

令和3年度秩父地域栄養・食育検討会

新型コロナウイルスの影響で中止

(4) 地域・職域連携推進事業の実施

ア 働く世代の健康づくり支援等健康課題対策支援事業

「働き盛り世代の健康管理研修会」（西部ブロック主催）の管内周知

開催方法：YouTube（動画）を活用しての動画配信

配信日時：令和3年12月1日午前9時から令和3年12月20日午後4時まで

参加人数：管内11機関 23名

内 容：（1）働き盛り世代の自然に健康になれる食環境づくりとは

講師：女子栄養大学 武見ゆかり氏

（2）健康経営における食環境整備の必要性をふまえた減塩対策の事例

講師：女子栄養大学 坂口景子氏

（3）上手に、健康づくりしてみませんか～従業員の健康管理と加入者

の健康課題～

講師：全国保険協会埼玉支部 佐藤郁恵氏

イ 特定健診受診率向上事業

実施日時：令和3年6月

対象：管内市町国保主管課、保健主管課

内容：提出されたヒアリングフォーマットにより、健康づくり関連事業等の実施状況の確認、情報共有を行った。

ウ 地域健康長寿情報のPR

保健所ホームページでの健康情報提供。

関係団体へ特定健診受診率向上とがん検診受診率向上PR。

エ 市町村健康長寿のための情報担当者会議

令和3年度

実施年月日 (会場)	内容	参加者
①令和3年	①市町村健康長寿のための情報担当者会議 ちちぶ医療協議会ワーキンググループ（食習慣、食塩摂取量）作成による減塩促進リーフレット・塩分チェック表が完成し、1200部の配布があった。そのうち、計480部を2事業所に配布し啓発を行った。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止	市町国民健康保険主管課・保健主管課職員、保健所職員、埼玉県国民健康保険団体連合会職員等

オ 健康長寿プロジェクト等の推進

埼玉県健康づくり協力店制度の普及啓発

時期：10月～12月

方法：訪問、電話

対象：管内飲食店

内容：2店舗訪問。1か月後、再度電話勧奨を実施。1店舗新規指定（R3.12.9付）

(5) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律（改正法）」が公布された。この中で当該施設の管理者が講ずるべき措置等が定められたため、各施設が適切に対応できるよう周知を図った。

また、令和元年6月1日に施行された「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」に基づき、法律上の義務を上回る受動喫煙防止対策を積極的に推進する施設を認証した。

令和2年4月1日時点で既に営業している小規模な飲食店については、事業の継続に

配慮し、経過措置として届出により屋内の全部又は一部の場所に喫煙可能室（飲食可）を設置できることとなっているため、この設置届等の受理を行った。

また、望まない受動喫煙を生じさせることのない社会の実現を目的として、令和3年4月1日に埼玉県条例が施行されたため、法と併せて、条例に基づく喫煙可能室設置届等の普及啓発や受理を行った。

ア 埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度による認証件数 令和3年度

区 分	施 設 種 別	区分別認証数（件）	
敷地内禁煙	飲食店	31	小計 93
	事業所等	62	
屋内禁煙	飲食店	176	小計 300
	事業所等	124	
合 計 認 証 数		393	

イ 喫煙可能室設置届受理数等（法） 令和3年度（単位：件）

届 出 種 別	受 理 数	台帳上の施設数
届出書	10	65
変更届	0	0
廃止届	7	0

ウ 喫煙可能室設置届受理数等（条例） 令和3年度（単位：件）

届 出 種 別	受 理 数	台帳上の施設数
届出書	50	50
報告書	0	0

2 母子保健

子どもの心の健康問題や育児不安、虐待リスクのある親を支援するため、健康相談等を実施した。また、地域における母子保健体制のさらなる向上を目的に連絡会議を開催したが、新型コロナウイルス感染拡大のため研修会等は中止となった。

（1）相談指導の実施

子どもの心の問題を抱える家庭や虐待のおそれのある親子等に対して、訪問指導、面接相談や電話相談を随時実施した。

令和3年度（単位：人）

	妊産婦		乳幼児（含未熟児）		児童・生徒等		その他	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
訪問指導	0	0	0	0	0	0	3	5
面接相談	0	0	1	1	6	8	15	32

◆電話相談 延 185 人

（２）療育医療の給付

結核にり患し長期の入院を要する児童に対し、治療と教育を併せて行うために学習用品、日用品及び医療を給付している。令和3年度の承認件数は、0件であった。

（３）不妊治療費助成事業助成金の支給

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用外による高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精治療及び顕微授精治療）及び男性不妊治療（特定不妊治療を行う上で必要とされる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等）にかかる費用の一部について助成している。令和3年度の男性不妊治療費の助成実績は0件であった。

[支給件数等]

令和3年度（単位：件）

新規支給件数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	計
31	84(42)	9(5)	17(10)	0(0)	2(2)	112(59)

注) 新規支給件数以外は延件数で、（ ）内が実件数となっている。

（４）子どもの心の健康相談事業の実施

子どもの心の健康問題は複雑で多岐にわたり、保健・医療・福祉・教育などの複数の機関による連携した対応が求められる。子ども達の健全育成を図るため、専門の医師・臨床心理士等による相談や、関係機関との検討会等を実施した。

ア 子ども心の健康相談

令和3年度

実施回数	月1回（予約制）
相談利用者数	実人数 4人 延人数 7人
相談従事者	医師、臨床心理士、保健師
相談児童の年齢	内訳：小学生以下6人、中学生1人、高校生以上0人
相談者	内訳：本人家族5人、関係機関の職員2人
相談経路	内訳：本人・家族2人、市町村4人、教育関係機関0人
相談内容	不登校、心理的問題、発達の問題など

イ 子どもの心の問題に関する研修会

秩父特別支援学校主催の校内研修会との合同開催（ZOOM+集合）を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 8月24日 (中止)	「コロナ禍における子どもの心の健康」 1) 話題提供 管内の新型コロナウイルス流行状況と母子 相談支援から見えること 秩父保健所 保健予防推進担当 2) 講義 生活環境の変化への適応と子どもの意欲を育む 関わり 講師 あいクリニック 臨床心理士 工藤 剛 先生	-

ウ 小児精神保健医療推進連絡会議

管内の医療機関での子どもの心の相談状況について情報交換を行い、ネットワークの構築に向けた検討を計画したが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

(5) 母子保健連絡調整会議等の開催

地域における母子保健体制のさらなる向上を図ることを目的に、保健所別連絡調整会議を书面開催し、管内の母子保健の課題について協議した。

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 12月20日	(1)産後ケア事業について 令和4年度実施に向けて (2)子育て世代包括支援センターの運営上の課題について (3)3歳児健診における視覚（屈折）検査の実施に向けて (4)ICTの活用について (5)コロナ禍での事業運営について新型コロナウイルス感染症による事業及び支援への影響について	1市4町 保健師

(6) ふれあい親子支援事業の実施

育児不安を抱える家族や虐待のリスクのある家族に対して、適切な養育への動機づけ及び心理的安定を図ることを目的に、個別相談や関係者とのケースカンファレンスを実施した。

令和3年度

個別面接・相談	延 21 例
ケースカンファレンス	延 19 例

児童虐待予防事例検討会

児童虐待予防スキルの向上、児童虐待予防のための連携強化を目的に、市町担当者を対象とした事例検討会を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。

実施年月日	会場及び対象者	助言者
令和3年 8月18日 午前 (中止)	秩父市保健センター会場 ・市町保健師 ・要保護児童対策協議会担当職員	中央児童相談所 市町村支援専門員 萬燈 章雄 氏

(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業

平成28年度から、県内全ての産婦人科と地域保健機関等が連携することで、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し、訪問支援等を行うことにより、育児不安等の軽減や孤立の防止を図り、児童虐待の予防を図ることを目的に、事業を実施している。当所では、事業が効果的に運用されるよう、関係機関と書面会議を開催した。

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 12月20日 (書面開催)	母子保健連携調整会議との同時開催 (1)産後ケア事業の令和4年度実施に向けて (2)子育て世代包括支援センターの運営上の課題について(情報交換)	1市4町母子保健担当者

3 歯科保健

地域における歯科保健対策として、生涯を通じて歯の健康づくりの推進と保健・医療・福祉と連携した歯科保健事業を推進する。

(1) 歯科口腔保健連携推進事業

地域における歯科保健関係者、関係機関が連携し、歯科保健事業の在り方を検討することを目的に会議及び研修会を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

4 精神保健福祉

社会生活環境の多様化に伴い、相談内容も複雑化し、多機関での対応が求められる傾向にある。市町及び関係機関と連携しながら、地域精神保健福祉の向上に努めている。

(1) 申請及び通報対応の状況

令和3年度(単位:件)

区 分	申請・通報件数	措置入院	措置不要	診察不要
一般人からの申請	0	0	0	0
警察官通報	28	14	6	8
検察官の通報	0	0	0	0
保護観察所の長の通報	0	0	0	0
矯正施設の長の通報	1	0	0	1
計	29	14	6	9

(精神科救急情報センターでの対応分も含む)

(2) 面接、訪問等の実施

令和3年度(単位:人)

面接相談							電話 相談	訪問指導						
実 人 数	延 人 数	主な内訳					延 人 数	実 人 数	延 人 数	主な内訳				
		社 会 復 帰	高 齢 者	・ 薬 物 等	ア ル コ ール	思 春 期				そ の 他	受 診 援 助 等	社 会 復 帰	高 齢 者	・ 薬 物 等
58	191	0	2	7	1	181	1,139	32	107	12	2	4	0	89

(3) 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりの推進を目的に、平成30年4月から開始した。

ア 会議及び研修会

精神障害者地域支援連絡会議、構築推進研修、支援者向け研修の実施を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大のため延期及び中止とした。

イ ピアサポーター育成支援

平成21年12月に発足した秩父当事者会「メンバー」の育成支援を、生活支援センターアクセスと協働して行った。

令和3年度

内 容	参加回数	参加者
秩父当事者会メンバー 定例会	7回	延42人

ウ ピアサポーター養成講座

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年		
10月27日	「ピアサポーターの役割について」	新規
11月10日	「自分の体験や思いを話してみよう！聞いてみよう！」	実 2人
11月24日	「自分の魅力を引き出そう！ ～自分と相手を大切にするためのスキルアップ講座～」	延 10人
12月8日	「話を聴くってどんな感じ？ コミュニケーションの豆知識」	継続 実 5人
12月22日	「自分にできることってなんだろう！？」	延 25人

(4) ひきこもり対策の実施

ア 一般相談

ひきこもり状態の方及びその家族を対象として、精神保健福祉相談員及び保健師による相談を随時行った。個人や家族だけで抱えてきたひきこもりの相談をすることで、家族や当事者のメンタルヘルスが向上していく様子が見られた。

イ 専門相談

ひきこもり状態の方及びその家族を対象として、公認心理師による相談を行った。ひきこもり状態への対応について助言し、相談者の行動を変えるきっかけとなっている。

ウ 家族ミーティング

ひきこもり状態の方への家族の接し方について、グループワーク形式で実施した。家族の行動が少しずつ変化する中で、家族間のコミュニケーションが改善し、家族自身のメンタルヘルスの向上と当事者の行動の変化が見られるようになった。

令和3年度

一般相談（延人数）			専門相談		家族ミーティング	
訪問	電話	面接	実施回数	延人数	実施回数	延人数
1人	105人	35人	6回	10人	2回	9人

エ 講演会等

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 12月15日	ひきこもり講演会 テーマ：ひきこもりへの理解と対応～安心できる関係づくり～ 講 師：つむぎ診療所 公認心理師 臨床心理士 長島 恵理子氏	10人

(5) 措置入院者退院後支援事業

措置入院者が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、措置入院者の社会復帰の促進等を図ることを目的に、平成 30 年 4 月 1 日から開始した。

ア 精神障害者支援地域協議会（代表者会議）

地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討することを目的に、当所では、措置入院者支援会議として開催した。令和 3 年度は措置入院者支援会議及び精神障害者地域支援連絡会議として、令和 4 年 2 月 22 日に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。

イ 精神障害者支援地域協議会（調整会議）

措置入院者の退院後について、医療その他の関係者と退院後の支援計画を協議し、また、支援の実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

令和 3 年度

支援対象者	回数	参加者
2 人	3 回	延 17 人

(6) 嗜癖問題対策

嗜癖問題の予防及び早期治療のための地域ネットワーク構築を目的に、平成 18 年度から保健・医療・福祉職員、学校教職員、薬物乱用防止指導員、障害者福祉機関職員等を対象にした研修会等を開催している。（薬物乱用防止指導員研修会との合同研修として実施）令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。

(7) 他機関との連携

ア 事例検討会・業務連絡会等

管内関係機関の求めに応じて、保健、障害福祉等に関わる会議、事例検討会に 5 回出席した。

イ 自立支援協議会

秩父地域自立支援協議会「全体会」「運営会議」「専門部会」「相談支援連絡会議」に各々委員として参加している。

また、平成 28 年度から「秩父地域障害者差別解消支援地域協議会」も全体会と併せて開催されている。

ウ 秩父郡市精神保健福祉会（心和会）

家族同士の交流を図るとともに、精神障害者への理解を深めるため、昭和 49 年に精

神障害者の家族を中心に設立された。平成2年には心和会が運営主体となって作業所を設立し、平成18年にNPO法人に委譲した。現在は家族会の基本的な機能である「分かち合い」「学びあい」を中心に活動しており、当所ではそのための支援を行っている。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため紙上総会となった。

エ 認知症疾患医療連携協議会

認知症疾患医療連携協議会及びちちぶ圏域認知症初期集中支援チーム検討委員会に委員として参加している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため書面報告となった。

(8) 自殺対策

ア 自死遺族のつどい

平成24年度から、自死遺族の支援として、身近な地域で安心して語り合える場を提供している。ファシリテーターは、NPO法人全国自死遺族総合支援センターの当事者に依頼している。また、平成30年度から自主的なつどいも開催している。

令和3年度

実施年月日 *は自主的なつどい実施日	参加者
令和3年5月14日*	3人
令和3年7月9日	1人
令和3年11月12日	2人

※令和3年9月10日、令和4年1月14日、3月11日は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した。

イ 講演会

平成21年度から自殺予防に関する普及啓発を目的に実行委員会として行ってきたが、平成24年度から「ちちぶ定住自立圏事業」として位置付けられ、当所は委員として参加している。

令和3年度

実施年月日	内 容
令和4年 3月1日 ～3月31日	秩父地域自殺予防フォーラム（オンライン配信） テーマ：「上手な心の守り方 ～ストレスの9割はコントロールできる～」 講 師：こころ元気研究所所長 こころ元気配達人 鎌田 敏氏

ウ 自殺予防対策連絡会議・研修会

平成20年度から各市町の自殺対策担当者を対象に、有効な自殺予防対策の実施を目的として始まった。平成24年度から、ちちぶ定住自立圏事業「秩父地域自殺予防対策

連絡会」として再編された。また、平成 27 年度からは、本連絡会の中から秩父市セーフコミュニティ自殺予防対策委員会の委員が選任されることとなり、当所は当該委員を兼ねて本連絡会に参加している。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。

5 感染症対策

感染症の発生予防及びその蔓延防止を目的として、感染症に迅速かつ的確に対応できるよう対策を実施した。

(1) 感染症（結核を除く）の発生の状況

令和 3 年度

疾患名	分類	発生件数
新型コロナウイルス感染症	新型インフルエンザ等感染症	2,273
E型肝炎	四類	3
レジオネラ症	四類	1
つつが虫病	四類	1
アメーバ赤痢	五類	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	五類	1
梅毒	五類	2

(2) 感染症診査協議会

感染症法第 18 条による就業制限及び第 19 条による入院勧告、第 20 条による入院期間の延長、並びに第 37 条の 2 による結核医療について審査を行うため、委員 3 人を委嘱し開催している。

令和 3 年度

開催回数	諮問件数	内 訳 (件)			
		就業制限 (法 18 条)	入院勧告 (法 19、20 条)	公費負担 (法 37 条)	公費負担 (法 37 条の 2)
22	2,442(2,431)	1,855(1,854)	579(577)	579(577)	8

() 内は新型コロナウイルス感染症の件数

(3) 感染症発生動向調査事業について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の患者発生状況、病原体の検索など流行の実態を早期かつ的確に把握するために行っている。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に対し、感染症法に基づき患者支援や感染拡大防止等の対策を講じた。

感染者数が急増し、既存の体制では対応が困難であったため、全庁をあげて対応するとともに、人材派遣会社の看護師、事務職等を活用して対応した。

また、管内における体制強化を図るため、医師会や管内市町、医療機関との情報共有及び連携に努めた。

ア 相談件数

令和3年度

全相談対応件数	再 掲	
	診療・検査医療機関等を紹介	COCOA 関連
2,676 件	259 件	2 件

イ 会議

①感染症担当者連絡調整会議

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報交換を目的に、管内市町感染症担当者との会議を実施した。

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 11月17日	(1) 秩父保健所管内における感染状況 (2) 第5波における医療及び療養支援体制の状況 (3) 自宅療養者に係る県と市町村連携事業について	14人

②管内医療機関及び市町との情報共有

管内における体制強化を図るため、医師会や管内市町、医療機関等との会議を開催し秩父地域における検査・医療体制について検討を行った。

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 8月11日 (Zoom開催)	秩父地域新型コロナウイルス感染症対策関係者会議 (1) 陽性者の増加に対する対応について (2) 新型コロナワクチン接種について	管内市町、病院、医師会、保健所
令和3年 8月23日 (Zoom開催)	新型コロナ秩父地域医療関係者 緊急会議 (1) 地域医療の現状について (2) 各医療機関の自宅療養者への対応について	管内市町、病院、医師会、薬剤師会、保健所

ウ 研修・訓練等

所内職員を対象に個人防護具の着脱訓練及びN95マスクのフィッティングテストを実施した。

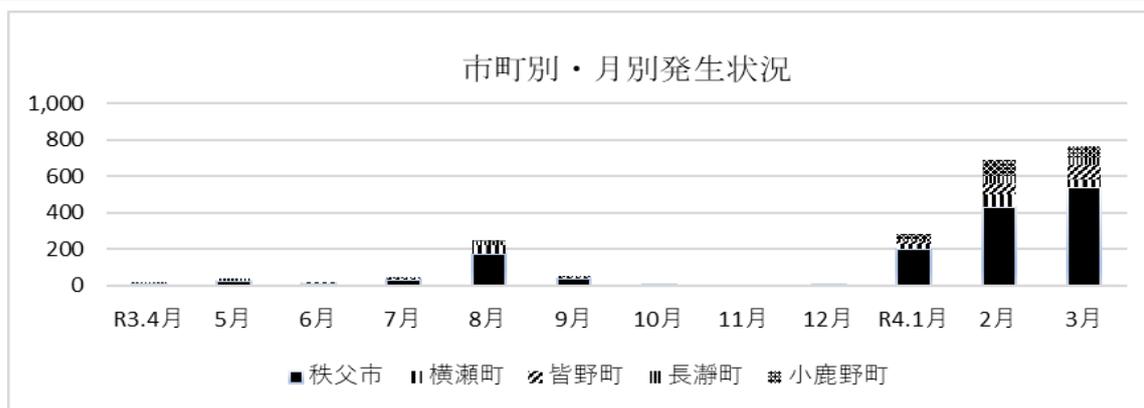
令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 4/30、5/6、5/7	個人防護具着脱訓練 N95 フィッティングテスト	20人

エ 令和3年度 秩父保健所管内新型コロナウイルス発生状況

記者発表数の合計

	R3.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4.1月	2月	3月	合計
秩父市	10	24	8	31	173	40	6	0	1	200	434	543	1,470
横瀬町	0	2	0	6	38	1	0	0	0	27	64	40	178
皆野町	1	1	2	1	13	3	0	0	0	12	64	82	179
長瀬町	0	3	0	1	15	5	0	0	0	15	38	27	104
小鹿野町	1	11	0	2	12	0	0	0	0	31	87	70	214
合計	12	41	10	41	251	49	6	0	1	285	687	762	2,145



(5) 性感染症等に関する検査及び相談の実施

性感染症等の相談は随時行い、H I V検査及び梅毒、B型肝炎、C型肝炎、クラミジアの検査を実施した。

令和3年度 (単位：人)

性感染症等相談		性感染症等検査				
電話	来所	H I V	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	クラミジア
75	12	12	12	12	12	12

(6) 肝炎治療特別促進事業の実施

C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の一部を公費負担することにより、早期治療を促進し肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図

っている。

令和3年度

C型肝炎インターフェロンフリー治療受給者（再治療を含む）	14人
B型肝炎核酸アナログ製剤治療受給者（更新を含む）	64人
B型・C型肝炎インターフェロン治療受給者（2回目を含む）	0人

6 結核対策

結核新規登録患者・登録者数ともに、減少傾向にある。発生時の調査及び相談、服薬中の服薬支援、服薬終了後の経過観察などにより、予防対策を実施している。

(1) 結核登録者数の推移

(単位：人)

年次	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
登録者数	42	37	33	23	28	20	14	14	22	16
新登録者数	20	10	20	17	13	8	8	11	4	7

注) 登録者数：各年12月31日現在

新登録者数：各年1月1日から12月31日（令和元年は、平成31年1月1日から令和元年12月31日）までの新規登録者（平成28年よりLTBI・転症除外者は除く）

(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）

令和3年中（単位：人）

分 類		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	計
活動性結核	肺結核塗抹陽性	1	-	-	-	-	1
	その他の菌陽性	2	-	-	-	-	2
	菌陰性・その他	-	-	-	-	-	-
	肺外結核	1	-	-	-	-	1
総 計		4	-	-	-	-	4
別 掲	潜在性結核感染症	1	1	1	-	-	3

(3) 新規登録者（年齢階級別）

令和3年中（単位：人）

	0~9 歳	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代	100 歳~	計
活動性結核	-	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	4
潜在性結核感染症	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	3

(4) 管理検診・接触者健康診断の実施

結核登録者で、医学的状況を把握する必要がある者の管理検診と、患者の家族及び接触者に対しての接触者健康診断を実施することで、結核の早期発見・早期治療を図った。

ア 管理検診結果

令和3年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳		結果
		委託医療機関受診	その他の自己健診	
17	26	5	21	再発者なし

イ 接触者健康診断結果

令和3年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳			結果
		保健所	委託医療機関受診	その他の自己健診	
30	47	IGRA 検査	胸部レントゲン	胸部レントゲン	異常なし 42 結核発病恐れ、 要治療者 5
		20	14	13	

(5) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施

結核対策の個別指導として、患者及び家族等への訪問指導及び来所相談、電話相談を随時行った。

また、平成17年度からは埼玉県版DOTS（服薬確認を軸とした患者支援）事業が開始され、すべての新規登録患者への服薬支援を行うとともに、治療完了率の向上に努めている。

令和3年度（単位：人）

相 談		訪 問 指 導			
電 話	来 所	実人数		延人数	
延人数	延人数	9	(再掲) DOTS	24	(再掲) DOTS
			318		22

7 難病対策

指定難病等及び小児慢性特定疾病の診療に係る費用を公費で負担することにより、当該疾患の治療を推進し、医療の確立と普及を促進するとともに、患者とその家族の負担軽減を図ることを目的として実施している。

(1) 指定難病の医療給付

国が指定する指定難病及び県が指定する特定疾患に罹患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

[受給者数合計 716人]

令和3年度末現在(単位:人)

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
01	球脊髄性筋萎縮症	1	24	亜急性硬化性全脳炎	-
02	筋萎縮性側索硬化症	9	25	進行性多巣性白質脳症	-
03	脊髄性筋萎縮症	2	26	HTLV-1関連脊髄症	1
04	原発性側索硬化症	1	27	特発性基底核石灰化症	-
05	進行性核上性麻痺	7	28	全身性アミロイドーシス	2
06	パーキンソン病	63	29	ウルリッヒ病	-
07	大脳皮質基底核変性症	2	30	遠位性ミオパチー	-
08	ハンチントン病	1	31	ベスレムミオパチー	-
09	神経有棘赤血球症	-	32	自己食空胞性ミオパチー	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-
11	重症筋無力症	26	34	神経線維腫症	1
12	先天性筋無力症候群	-	35	天疱瘡	3
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	20	36	表皮水疱症	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	3	37	膿疱性乾癬(汎発型)	1
15	封入体筋炎	-	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-
16	クロウ・深瀬症候群	-	39	中毒性表皮壊死症	-
17	多系統萎縮症	12	40	高安動脈炎	5
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	15	41	巨細胞性動脈炎	2
19	ライソゾーム病	3	42	結節性多発動脈炎	1
20	副腎白質ジストロフィー	-	43	顕微鏡的多発血管炎	8
21	ミトコンドリア病	2	44	多発血管炎性肉芽腫症	1
22	もやもや病	19	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2
23	プリオン病	1	46	悪性関節リウマチ	2

疾病 番号	疾 患 名	受給者	疾病 番号	疾 患 名	受給者
47	バージャー病	-	79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-	80	甲状腺ホルモン不応症	-
49	全身性エリテマトーデス	62	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	22	82	先天性副腎低形成症	-
51	全身性強皮症	37	83	アジソン病	-
52	混合性結合組織病	9	84	サルコイドーシス	21
53	シェーグレン症候群	8	85	特発性間質性肺炎	9
54	成人スチル病	1	86	肺動脈性肺高血圧症	3
55	再発性多発軟骨炎	2	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-
56	ベーチェット病	16	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4
57	特発性拡張型心筋症	8	89	リンパ脈管筋腫症	2
58	肥大型心筋症	1	90	網膜色素変性症	15
59	拘束型心筋症	-	91	バッド・キアリ症候群	-
60	再生不良性貧血	5	92	特発性門脈圧亢進症	1
61	自己免疫性溶血性貧血	1	93	原発性胆汁性胆管炎	39
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	94	原発性硬化性胆管炎	-
63	特発性血小板減少性紫斑病	21	95	自己免疫性肝炎	8
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	96	クローン病	33
65	原発性免疫不全症候群	3	97	潰瘍性大腸炎	76
66	IgA 腎症	3	98	好酸球性消化管疾患	-
67	多発性嚢胞腎	10	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-
68	黄色靱帯骨化症	4	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
69	後縦靱帯骨化症	9	101	腸管神経節細胞僅少症	-
70	広範脊柱管狭窄症	4	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	14	103	CFC 症候群	-
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	2	104	コステロ症候群	-
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	-	105	チャージ症候群	-
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	-	106	クリオピリン関連周期熱症候群	-
75	クッシング病	1	107	若年性特発性関節炎	-
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	108	TNF 受容体関連周期性症候群	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	109	非典型溶血性尿毒症症候群	-
78	下垂体性前葉機能低下症	2	110	ブラウ症候群	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
111	先天性ミオパチー	1	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	144	レノックス・ガストー症候群	-
113	筋ジストロフィー	5	145	ウエスト症候群	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	146	大田原症候群	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	147	早期ミオクロニー脳症	-
116	アトピー性脊髄炎	-	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-
117	脊髄空洞症	-	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-
118	脊髄髄膜瘤	-	150	環状 20 番染色体症候群	-
119	アイザックス症候群	-	151	ラスムッセン脳炎	-
120	遺伝性ジストニア	-	152	P C D H 19 関連症候群	-
121	神経フェリチン症	-	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	-	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	155	ランドウ・クレフナー症候群	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	156	レット症候群	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	157	スタージ・ウェーバー症候群	-
126	ペリー症候群	-	158	結節性硬化症	-
127	前頭側頭葉変性症	-	159	色素性乾皮症	1
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	-	160	先天性魚鱗癬	-
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	-	161	家族性良性慢性天疱瘡	-
130	先天性無痛無汗症	-	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1
131	アレキサンダー病	-	163	特発性後天性全身性無汗症	-
132	先天性核上性球麻痺	-	164	眼皮膚白皮症	-
133	メビウス症候群	-	165	肥厚性皮膚骨膜炎	-
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	-	166	弾性線維性仮性黄色腫	-
135	アイカルディ症候群	-	167	マルファン症候群	-
136	片側巨脳症	-	168	エーラス・ダンロス症候群	-
137	限局性皮膚異形成	-	169	メンケス病	-
138	神経細胞移動異常症	-	170	オクシピタル・ホーン症候群	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	171	ウィルソン病	1
140	ドラベ症候群	-	172	低ホスファターゼ症	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	173	V A T E R 症候群	-
142	ミオクロニー欠伸てんかん	-	174	那須・ハコラ病	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
175	ウィーバー症候群	-	209	完全大血管転位症	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	210	単心室症	-
177	ジュベール症候群関連疾患	-	211	左心低形成症候群	-
178	モワット・ウィルソン症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	-
179	ウィリアムズ症候群	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
180	A T R - X 症候群	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1
181	クルーズン症候群	-	215	ファロー四徴症	-
182	アペール症候群	-	216	両大血管右室起始症	-
183	ファイファー症候群	-	217	エプスタイン病	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	-	218	アルポート症候群	-
185	コフィン・シリス症候群	-	219	ギャロウェイ・モワット症候群	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	-	220	急速進行性糸球体腎炎	-
187	歌舞伎症候群	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	-
188	多脾症候群	-	222	一次性ネフローゼ症候群	10
189	無脾症候群	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
190	鰓耳腎症候群	-	224	紫斑病性腎炎	-
191	ウェルナー症候群	-	225	先天性腎性尿崩症	-
192	コケイン症候群	-	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-
193	プラダー・ウィリ症候群	-	227	オスラー病	-
194	ソトス症候群	-	228	閉塞性細気管支炎	-
195	スーナン症候群	-	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-
196	ヤング・シンプソン症候群	-	230	肺胞低換気症候群	-
197	1 p 36 欠失症候群	-	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	-
198	4 p 欠失症候群	-	232	カーニー複合	-
199	5 p 欠失症候群	-	233	ウォルフラム症候群	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-
201	アンジェルマン症候群	-	235	副甲状腺機能低下症	-
202	スミス・マギニス症候群	-	236	偽性副甲状腺機能低下症	-
203	22 q 11.2 欠失症候群	-	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-
204	エマヌエル症候群	-	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	-
205	脆弱X症候群関連疾患	-	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	-
206	脆弱X症候群	-	240	フェニルケトン尿症	-
207	総動脈幹遺残症	-	241	高チロシン血症1型	-
208	修正大血管転位症	-	242	高チロシン血症2型	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
243	高チロシン血症 3 型	-	275	タナトフォリック骨異形成症	-
244	メープルシロップ尿症	-	276	軟骨無形成症	-
245	プロピオン酸血症	-	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-
246	メチルマロン酸血症	-	278	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	-
247	イソ吉草酸血症	-	279	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	-
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	-	280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	-
249	グルタル酸血症 1 型	-	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-
250	グルタル酸血症 2 型	-	282	先天性赤血球形成異常性貧血	-
251	尿素サイクル異常症	-	283	後天性赤芽球癆	2
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	285	ファンコニ貧血	-
254	ポルフィリン症	-	286	遺伝性鉄芽球性貧血	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	287	エプスタイン症候群	-
256	筋型糖原病	-	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	-
257	肝型糖原病	-	289	クロンカイト・カナダ症候群	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	291	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	-
260	シトステロール血症	-	292	総排泄腔外反症	-
261	タンジール病	-	293	総排泄腔遺残	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-	294	先天性横隔膜ヘルニア	-
263	脳髄黄色腫症	-	295	乳幼児肝巨大血管腫	-
264	無βリポタンパク血症	-	296	胆道閉鎖症	1
265	脂肪萎縮症	-	297	アラジール症候群	-
266	家族性地中海熱	-	298	遺伝性膵炎	-
267	高IgD症候群	-	299	嚢胞性線維症	-
268	中條・西村症候群	-	300	IgG4 関連疾患	3
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	301	黄斑ジストロフィー	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	302	レーベル遺伝性視神経症	1
271	強直性脊椎炎	3	303	アッシャー症候群	-
272	進行性骨化性線維異形成症	-	304	若年発症型両側性感音難聴	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	305	遅発性内リンパ水腫	-
274	骨形成不全症	-	306	好酸球性副鼻腔炎	3

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
307	カナバン病	-	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-
308	進行性白質脳症	-	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	-	334	脳クレアチン欠乏症候群	-
310	先天異常症候群	-	335	ネフロン癆	-
311	先天性三尖弁狭窄症	-	336	家族性低βリボタンパク血症 1 (ホモ接合体)	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	-	337	ホモシスチン尿症	-
313	先天性肺静脈狭窄症	-	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	-	05	◇スモン	1
315	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症	-	18	◇難治性肝炎のうち劇症肝炎	-
316	カルニチン回路異常症	-	32	◇重症急性膵炎	-
317	三頭酵素欠損症	-	38	◇プリオン病 (ト由来乾燥硬膜移植によるクワイフェルト・ヤコブ病に限る。)	-
318	シトリン欠損症	1	995	◎溶血性貧血	-
319	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	-	996	◎橋本病	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	-	997	◎特発性好酸球増多症候群	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-	999	◎原発性慢性骨髄線維症	1
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	-			
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-			
324	メチルグルタコン酸尿症	-			
325	遺伝性自己炎症疾患	-			
326	大理石骨病	-			
327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	-			
328	前眼部形成異常	-			
329	無虹彩症	-			
330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	-			
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1			

◇特定疾患 ◎県単独疾患

注) 1 難病の患者に対する医療等に関する法律として平成 27 年 1 月 1 日から施行

2 196 疾病 (111~306) は平成 27 年 7 月 1 日から適用

3 24 疾病 (307~330) は平成 29 年 4 月 1 日から適用

4 1 疾病 (331) は平成 30 年 4 月 1 日から適用

5 2 疾病 (332~333) は令和元年 7 月 1 日から適用

6 5 疾病 (334~338) は令和 3 年 11 月 1 日から適用

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。

[受給者合計 70人]

令和3年度末現在（単位：人）

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
01	悪性新生物	6	09	血液疾患	1
02	慢性腎疾患	1	10	免疫疾患	-
03	慢性呼吸器疾患	4	11	神経・筋疾患	12
04	慢性心疾患	18	12	慢性消化器疾患	7
05	内分泌疾患	8	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1
06	膠原病	1	14	皮膚疾患	-
07	糖尿病	9	15	骨系統疾患	-
08	先天性代謝異常	1	16	脈管系疾患	1

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付

先天性血液凝固因子欠乏症等により患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

[受給者合計 8人]

令和3年度末現在（単位：人）

疾病番号	990000～990010	受給者	8
------	---------------	-----	---

(4) 相談指導の実施

難病患者及び家族に対して、申請時等の面接を中心にした相談指導や訪問指導、電話相談を随時行った。

令和3年度

	訪問指導 (実人数)	面接相談		(再掲) 面接の延相談主訴 (件数)									電話相談 (件数)
				申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事・栄養	歯科	その他	
		(実人数)	(延件数)										
指定難病	4	343	533	343	88	13	33	7	0	12	10	27	58
小児慢性	2	81	83	81	22	10	4	0	6	4	3	14	13

(5) 難病相談事業の実施

難病患者とその家族の療養支援を目的に、交流会や自助グループ支援等を実施している。平成24年度からは、災害時における難病患者支援に取り組み、関係者に対して連絡会等を開催している。また、平成28年度から、難病患者やその家族の相談等に従事する関係機関職員の資質向上を図るため、在宅難病患者支援従事者研修会を実施している。

ア 長期療養児教室の開催

小児慢性特定疾病児童等を受け入れる関係機関の支援者に対する研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった。

慢性疾患児とその保護者を対象とした長期療養児教室は、小児慢性ピアカウンセリング事業と同時開催とし、下記のとおり開催した。

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 9月4日 オンライン 開催	第1部 講義「病気の子どもの学校生活を支える」 講師 埼玉県立けやき特別支援学校 竹村 由香理 氏 第2部 保護者の集い	患者・家 族、関係 者 15人
令和3年 12月11日 オンライン 開催	第1部 講義「在宅療養児の災害時の備え」 講師 認定NPO法人アンビシャス 照喜名 通 氏 第2部 保護者の集い	患者・家 族、関係 者 23人

イ 難病患者交流会の開催

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 9月18日 オンライン 開催	ALS協会北部ブロック交流会 (日本ALS協会埼玉県支部、県北部保健所との共催) (1)講義：「ALSの合併症」 講師：埼玉精神神経センター センター長 丸木 雄一 氏 (2)交流会 患者の参加者を中心に自己紹介や情報交換 (3)「人生会議」のDVD上映	ALS患者・家族、 ALS協会、関係 機関職員等 35人

ウ 自助グループ活動支援

◆花みずき会

平成 17 年 6 月から、膠原病の地区患者会として年 6 回自主活動を行っていたが、令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止した。会員の減少等のため、令和 3 年度末をもって活動停止となった。

エ 在宅難病患者支援従事者研修会

令和 3 年度

実施年月日	内 容	参加者
開催期間： 令和 4 年 2 月 14 日（月）～ 令和 4 年 3 月 7 日（月）	埼玉県難病相談支援センターとの共催で、YouTube によるオンデマンド配信で開催（事前登録制） (1) 講義：「神経難病の嚥下障害の理解と付き合い方」 講師：国立病院機構東埼玉病院 リハビリテーション科医師 梶 健太郎氏 摂食・嚥下障害認定看護師 武田 彩恵子氏	地域包括支援センター、訪問看護ステーション、介護支援事業所等 管内 7 人

(6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会

難病法第 32 条に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し強化を図るために、平成 29 年度から設置されている。

令和 3 年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 4 年 2 月通知	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面会議 (1) 秩父保健医療圏難病対策地域協議会の検討内容の経緯 (2) 秩父保健所管内の指定難病医療受給者状況及び難病患者への支援 (3) 災害対策への取り組み状況 ①災害時等支援体制に係る状況調査結果 ②秩父保健所管内の災害対策への取り組み	委員 9 人

8 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、広島、長崎において被爆した者に原子爆弾被爆者健康手帳を交付し、手帳所持者には、必要な医療費を給付している。

令和 3 年度

原子爆弾被爆者等健康手帳所持者数	4 人
------------------	-----

9 保健師人材育成

保健師の現任教育体制の整備・充実を図るため、県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議（書面会議）を開催し、管内の課題を共有し現任教育計画を作成した。

令和3年度

実施年月日	内 容	参加者
令和3年 7月通知 (書面会議)	県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議 (1)各所属における保健師現任教育の現状と課題について (2)管内における令和3年度保健師現任教育計画について	6機関

研修会等は身近な地域で開催し、できるだけ多くの保健師が参加できるように努めた。市町主催の事例検討会への参加、感染症・母子・精神等の業務別研修会や会議、新任期保健師を対象とした研修会を開催した。

管内には、市町及び保健所保健師を会員とする「秩父地域保健師会」が平成29年度に発足した。また、昭和38年度から活動を継続している「秩父保健師業務研究会」は、本会の発足に伴い、部会に位置づけられた。

「秩父地域保健師会」では令和2年度、「秩父地域保健師会」及び「秩父保健師業務研究会」の今後のあり方について検討した。会則を改正して保健師会を一つとし、課題を決めてワーキンググループ化し、意見の出しやすい体制に変更していくこととなった。令和3年度から「避難所における保健師活動」について検討を行った。

10 秩父地区地域看護推進会議

平成26年度までは北部3保健所輪番で年1回開催してきた「北部地区地域看護推進会議」を、平成27年度から各保健所で開催することになった。当所では、管内病院の看護部長相当職及び保健所・市町の統括的立場にある保健師間の連携を目的に会議を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催しなかった。

Ⅲ 生活衛生・薬事担当

1 医薬品、血液等の安全確保

(1) 薬務関係施設数及び立入検査数

医薬品や毒物劇物等による健康上の危害を防止するため、関係する販売業・製造業等の許可・登録関係事務と施設の監視指導を行っている。

令和3年度

	立入検査 回数	施設 数	秩 父 市	横 瀬 町	皆 野 町	長 瀬 町	小 鹿 野 町
薬局	18	51	35	2	6	4	4
店舗販売業	9	26	15	2	3	2	4
卸売販売業	2	3	2	1	-	-	-
特例販売業	2	2	2	-	-	-	-
高度管理医療機器販売業	17	52	37	3	5	3	4
高度管理医療機器貸与業	4	23	19	1	-	1	2
管理医療機器販売業	10	189	124	12	26	10	17
管理医療機器貸与業	0	18	15	1	1	-	1
薬局製剤製造販売業	0	3	2	-	1	-	-
薬局製剤製造業	0	3	2	-	1	-	-
毒物劇物製造業	2	2	2	-	-	-	-
毒物劇物輸入業	0	1	1	-	-	-	-
毒物劇物一般販売業	6	29	20	2	5	1	1
毒物劇物農業用品目販売業	2	12	6	1	2	1	2
毒物劇物特定品目販売業	1	1	1	-	-	-	-
電気めっき業	0	3	2	-	-	-	1
計	73	418	285	25	50	22	36

(2) 麻薬・覚醒剤関係業務

麻薬等に関する申請、届出の受理や監視指導を行っている。

〔麻薬取扱者数・施設数及び立入検査数〕

令和3年度

麻薬施用者	医 師 93	歯科医師 1	獣医師 5
麻薬管理者	医 師 9	薬剤師 5	
麻薬小売業者	35(11)		
麻薬卸売業者	-(-)		
麻薬施用機関	病 院 8(4)	診療所 31(3)	歯科診療所 1(0) 家畜診療所 5(1)
麻薬研究者	1(0)		

注) () 内は令和3年度の立入件数

(3) 大麻・けし

令和3年度不正大麻・けし撲滅運動(5月1日から6月30日)期間中に秩父市(3か所)40本、小鹿野町(6か所)29本、皆野町(2か所)5本、計74本(11か所)のけしを除去した。

これらのけしは、巡回や通報により発見されたが、いずれも栽培してはいけないものとは知らずに栽培していたものや自生したものだ。

(4) 薬物乱用防止事業

埼玉県では、平成4年度末に医療圏ごとに地区覚せい剤乱用防止推進員協議会(県内10か所)を設置することとし、秩父郡市(東秩父村を除く。)には埼玉県秩父地区覚せい剤乱用防止推進員協議会を設置した。平成22年に埼玉県秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会と改称し、青少年等を対象に啓発キャンペーンを実施するほか小学校・中学校等での薬物乱用防止教室(計4回)に薬物乱用防止指導員を講師として派遣するなどして、薬物乱用防止の啓発に努めている。

(5) 献血推進事業

献血による血液製剤の国内自給の推進のため、国が策定する毎年度の献血確保目標量に応じ、各市町村の人口などを基に目標を定め、その達成に努めている。

〔管内の献血実施状況〕

令和3年度

市町名	献血受付者数	目標数	達成率(%)
秩父市	2,379	2,119	112.3
横瀬町	282	131	215.3
皆野町	225	172	130.8
長瀬町	218	147	148.3
小鹿野町	277	388	71.4
合 計	3,381	2,957	114.3

(6) 温 泉

秩父地域は地理的に恵まれ、令和4年3月31日現在22か所の源泉があり、温泉利用施設は40施設ある。

2 食品の安全性の確保

(1) 市町別・業種別食品営業施設数

営業許可事務は施設の所在地を管轄する保健所が行い、申請により施設基準等に適合することを確認し営業を許可するとともに、諸届出の受理、食中毒発生時の調査及び食品に関する衛生教育等を行っている。

また、本年度も昨年度に引き続き、食肉の生食や加熱不足を原因とする食中毒発生防止のため、食中毒予防対策強化月間を設定し、飲食店営業者に対し、食肉の生食での提供は控えるよう重点監視指導を行った。

なお、立入監視指導、収去等については、熊谷保健所食品監視担当が主に担当し、衛生管理の徹底を図っている。

令和3年6月1日から食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ許可業種の再編が行われ、32業種となった。次頁以降の表は旧食品衛生法（令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下、旧法とする。）及び改正食品衛生法（以下、改正法とする。）の許可業種数が異なるため、当面の間、旧法許可施設と改正法許可施設に分けて、数を計上していく。

ア 旧法に基づく市町別・業種別施設数

令和4年3月31日現在

業種別 \ 市町名	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総数	2369	1441	149	235	245	299
飲食店営業	1145	735	74	92	130	114
喫茶店営業	93	52	4	10	6	21
菓子製造業	179	110	14	14	16	25
あん類製造業	1	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	4	4	-	-	-	-
乳処理業	1	-	-	-	-	1
乳製品製造業	4	3	-	-	-	1
乳類販売業	193	116	8	24	13	32
食肉処理業	16	6	1	3	1	5
食肉販売業	136	84	6	19	13	14
食肉製品製造業	1	-	-	-	-	1
魚介類販売業	83	51	5	14	5	8
魚介類せり売業	1	1	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	3	2	-	-	-	1
清涼飲料水製造業	8	2	1	-	1	4
氷雪製造業	2	1	-	-	-	1
氷雪販売業	2	-	-	1	-	1
食用油脂製造業	2	1	-	-	-	1
みそ製造業	14	7	2	3	-	2
醤油製造業	2	-	1	1	-	-
ソース類製造業	1	-	1	-	-	-
酒類製造業	14	9	1	-	1	3
豆腐製造業	14	8	-	-	2	4
納豆製造業	-	-	-	-	-	-
めん類製造業	37	18	5	6	5	3
そうざい製造業	27	12	3	4	3	5
缶詰又は瓶詰食品製造業	4	3	1	-	-	-
添加物製造業	5	3	1	1	-	-
菓子種製造業	2	1	-	1	-	-
こんにゃく類製造業	15	6	1	4	1	3
つけ物製造業	25	10	4	5	2	4
魚介類加工業	2	-	-	1	1	-
食料品販売業	327	190	16	32	45	44
行商	6	5	-	-	-	1

イ 改正法に基づく市町別・業種別施設数

令和4年3月31日現在

業種別 \ 市町名	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総数	296	176	23	25	40	32
飲食店営業	207	125	18	17	26	21
調理機能を有する 自動販売機	1	1	-	-	-	-
食肉販売業	8	4	1	-	3	-
魚介類販売業	-	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	4	2	-	-	-	2
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	28	15	2	3	4	4
アイスクリーム製造業	2	2	-	-	-	-
乳製品製造業	1	1	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	1	-	-	-	-
食肉製品製造業	1	-	-	1	-	-
水産製品製造業	-	-	-	-	-	-
冰雪製造業	-	-	-	-	-	-
液卵製造	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	1	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	1	-	-	-	-
酒類製造業	4	3	-	-	-	1
豆腐製造業	4	3	-	-	1	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	9	6	1	1	1	-
そうざい製造業	15	5	1	3	4	2
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	1	1	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	6	4	-	-	-	2
密封包装食品製造業	2	1	-	-	1	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-	-

(2) 食品衛生法に基づく業種別許可施設数

ア 旧法における業種別許可件数

対象期間：令和3年4月1日～令和3年5月31日

業種別	許可件数		業種別	許可件数	
	新規	更新		新規	更新
総数	28	8			
飲食店営業	21	7	清涼飲料水製造業	-	-
喫茶店営業	-	-	冰雪製造業	-	-
菓子製造業	2	-	冰雪販売業	-	-
あん類製造業	-	-	食用油脂製造業	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	みそ製造業	-	-
乳処理業	-	-	醤油製造業	-	-
乳製品製造業	-	-	ソース類製造業	-	-
乳類販売業	1	-	酒類製造業	1	-
食肉処理業	-	-	豆腐製造業	-	-
食肉販売業	2	-	納豆製造業	-	-
食肉製品製造業	-	-	めん類製造業	-	1
魚介類販売業	1	-	そうざい製造業	-	-
魚介類せり売業	-	-	缶詰又は瓶詰食品製造業	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	-	-	添加物製造業	-	-

イ 改正法に基づく業種別許可施設数

対象期間：令和3年6月1日～令和4年3月31日

業種別	許可件数		業種別	許可件数	
	新規	継続		新規	継続
総数	115	176			
飲食店営業	81	128	冰雪製造業	-	-
調理機能を有する自動販売機	-	1	液卵製造	-	-
食肉販売業	6	1	食用油脂製造業	-	1
魚介類販売業	-	-	みそ又はしょうゆ製造業	-	1
魚介類競り売り営業	-	-	酒類製造業	1	3
集乳業	-	-	豆腐製造業	2	2
乳処理業	-	-	納豆製造業	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	麺類製造業		8
食肉処理業	1	3	そうざい製造業	4	9
食品の放射線照射業	-	-	複合型そうざい製造業	-	-
菓子製造業	11	14	冷凍食品製造業	1	-
アイスクリーム製造業	1	1	複合型冷凍食品製造業	-	-
乳製品製造業	1	-	漬物製造業	4	2
清涼飲料水製造業	-	1	密封包装食品製造業	1	1
食肉製品製造業	1	-	食品の小分け業	-	-
水産製品製造業	-	-	添加物製造業	-	-

(3) 食中毒の発生状況

令和3年度中に管内施設を原因とする食中毒の発生はなかった。

(4) 立入監視・指導

令和3年度秩父保健所監視指導計画に基づき、営業許可継続調査時等に463施設を対象として監視指導を行った。

(5) 講習会等

食品衛生法の改正により、令和3年6月からすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うことになるため、食品等事業者に対してHACCP導入についての講習を実施した。

令和3年度

対象者	実施回数	参加者
食品営業者、給食従事者	24回	246人
一般県民等	0回	0人

3 生活環境の確保

(1) 衛生的な生活環境の確保

ア 環境衛生営業施設

不特定多数の人々が利用する施設であって、衛生上の危害を防止するため施設の整備と衛生管理が必要とされる環境衛生関係営業については、許可（旅館、公衆浴場、興行場等）、あるいは確認（理容所、美容所、クリーニング所）を行うとともに、衛生監視指導等も実施している。

令和4年3月31日現在

区分	総数	理容所	美容所	クリーニング所	旅館	公衆浴場	興行場
総数	630	111	252	63(37)	150	49	4
秩父市	412	76	176	37(23)	88	31	3
横瀬町	37	5	16	5(1)	8	3	-
皆野町	53	8	18	8(6)	13	6	-
長瀬町	55	5	18	5(2)	24	2	1
小鹿野町	73	17	24	8(5)	17	7	-
監視指導数	112	5	24	9(7)	52	19	3

注) () 内は取次所を再掲

イ その他の環境衛生施設

令和3年度

区分	特定建築物	プール	
		公営	民営
総数	18	2	1
秩父市	14	1	1
横瀬町	-	-	-
皆野町	1	1	-
長瀬町	2	-	-
小鹿野町	1	-	-
監視指導数	-	3	

(2) 動物の適正な飼育管理

ア 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病は、日本を含む一部の国を除いた大部分の国々で発生しており、各国との交流が深まるにつれて、海外から国内に狂犬病ウイルスが侵入する危険性が增大している。万一、狂犬病ウイルスが国内に侵入した場合に備えて、飼い犬に狂犬病ワクチンの注射を義務づけるとともに、飼い犬の登録制度を実施している。

令和3年度

区分	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
登録頭数	5,082	3,159	419	500	369	635
注射頭数	3,455	2,049	331	364	326	385

イ 犬による苦情等処理件数

犬による苦情や相談に応じ、野犬等の捕獲や飼い主に対する指導などを行い、苦情を処理するとともに正しい犬の飼い方の普及啓発を図っている。

令和3年度

区分	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い取締依頼	咬傷事件
件数	41	6	34	8

ウ 犬の捕獲・引取り状況

狂犬病予防及び咬傷等の危害を防止するため、捕獲用器具等による野犬等の捕獲を実施するとともに、飼うことのできなくなった犬について引取りを行っている。

捕獲された犬は、大部分が飼い主に捨てられた犬あるいは飼い主宅から迷い出た犬と推定されるが、犬鑑札が首輪に装着されていないため飼い主が判明しないことが多い。

犬の引取りを希望する人に対しては、飼養を継続するよう指導し、やむを得ない場合に限り引取りを行っている。

令和3年度

収容犬頭数	内 訳			処分犬頭数	内 訳			
	捕獲数	引取数	前年度繰越数		センター送致数	返還数	保健所処分数	次年度繰越数
28	26	2	-	28	7	19	-	2

エ 狂犬病予防協会

管内の埼玉県獣医師会所属獣医師、管内市町及び保健所の狂犬病予防事務担当職員で構成され、狂犬病予防注射及び犬の登録等を円滑に実施するための調整等を行っている。

(3) 水道普及状況

管内の水道普及率は98.5%に達しているが、県全体の普及率99.8%に比較してやや低い。

令和3年3月31日現在

	人 口	総 数	上水道	簡易水道	給水人口	普及率 (%)	専用水道・自家用水道等
総 数	93,794	1	1	-	92,395	98.5	21
秩父市	59,205	1	*1	-	59,031	99.7	8
横瀬町	7,897	(1)	*(1)	-	7,862	99.6	-
皆野町	9,227	(1)	*(1)	-	8,615	93.4	12
長瀬町	6,748	(1)	*(1)	-	6,299	93.3	-
小鹿野町	10,717	(1)	*(1)	-	10,588	98.8	1

注) *は秩父広域市町村圏組合の水道事業による。()内は、秩父広域市町村圏組合(所在地: 秩父市)から給水を受けている数を内数で記載。

秩父広域市町村圏組合: 秩父地域の1市4町で設立した地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)

(4) 水質検査

ア 水質検査内訳

令和3年度

		総 数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総 数		32 (13)	16 (5)	- (-)	12 (7)	2 (1)	2 (-)
飲 料 水	水 道 水	上 水 道	3 (-)	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
		簡易専用水道	2 (1)	0 (-)	- (-)	2 (1)	- (-)
		その他の水道	1 (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	井戸水等		26 (12)	12 (5)	- (-)	10 (6)	2 (1)

注) ()内は不適件数

イ 井戸水の検査内容内訳

井戸水等では不適率が 46.2%となっており、細菌検査の不適率が高い。

令和 3 年度

井戸水等	検体数	不適数	内 訳	理化学検査不適	細菌検査不適
	26	12		7(5)	9(5)

理化学検査項目：アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、臭気、味、色度、濁度、pH 値、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、残留塩素

細菌検査項目：一般細菌、大腸菌

注）（ ）内は理化学検査、細菌検査ともに不適な検体数

(5) 特定動物の飼養又は保管の許可

危険性の高い動物の飼育は、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条の規定に基づき許可制になっており、管理状況については立入検査を行っている。

令和 3 年度

獣 種	許可施設数	許可頭数	所 在 地
ニホンザル	3	128	長瀬町
メガネカイマン	1	1	秩父市

(6) 動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条の規定に基づき登録制になっており、登録とそれに伴う立入調査を行っている。

令和 4 年 3 月 31 日現在

	総施設数	業種別登録数					
		販売	保管	貸出	訓練	展示	計
総 数	40	24	15	4	6	10	59
秩父市	19	13	9	-	1	3	26
横瀬町	2	2	1	1	-	1	5
皆野町	2	1	1	-	-	-	2
長瀬町	6	2	1	-	-	3	6
小鹿野町	11	6	3	3	5	3	20

注）1 施設で複数業種の登録をしている場合がある。業種別登録数は延数となっており、総施設数とは必ずしも一致しない。

第4 衛生統計資料

1 人口

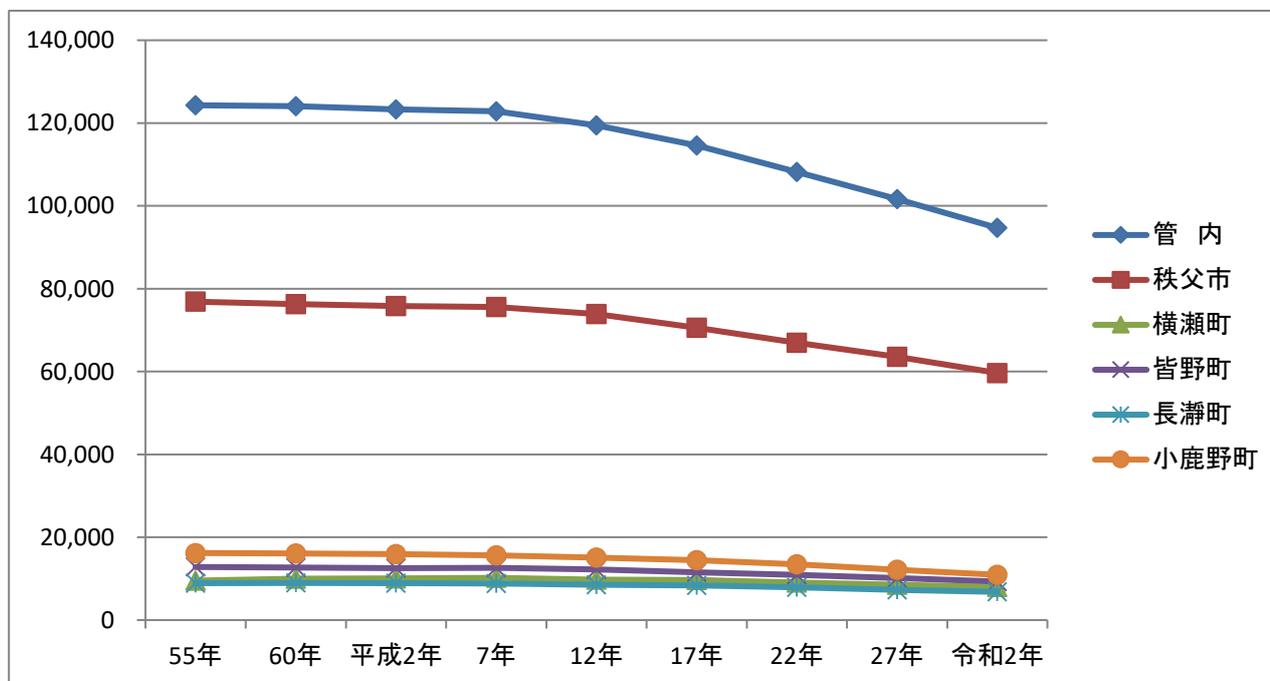
(1) 管内人口の年次推移

(単位:人)

	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
埼玉県	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534	7,344,765
管内	124,301	124,052	123,314	122,851	119,477	114,596	108,226	101,648	94,690
秩父市	76,875	76,275	75,845	75,618	73,875	70,563	66,955	63,555	59,674
横瀬町	9,511	9,989	10,073	10,194	9,782	9,684	9,039	8,519	7,979
皆野町	12,817	12,707	12,571	12,602	12,199	11,518	10,888	10,133	9,302
長瀬町	8,908	8,963	8,906	8,809	8,560	8,352	7,908	7,324	6,807
小鹿野町	16,190	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436	12,117	10,928

* 各年10月1日・国勢調査人口(総務省統計局)

* 平成12年まで(市町村合併前)の秩父市及び小鹿野町の人口には、現在の行政区域に合わせ、吉田町・大滝村・荒川村(現秩父市)及び両神村(現小鹿野町)の人口を計上している。



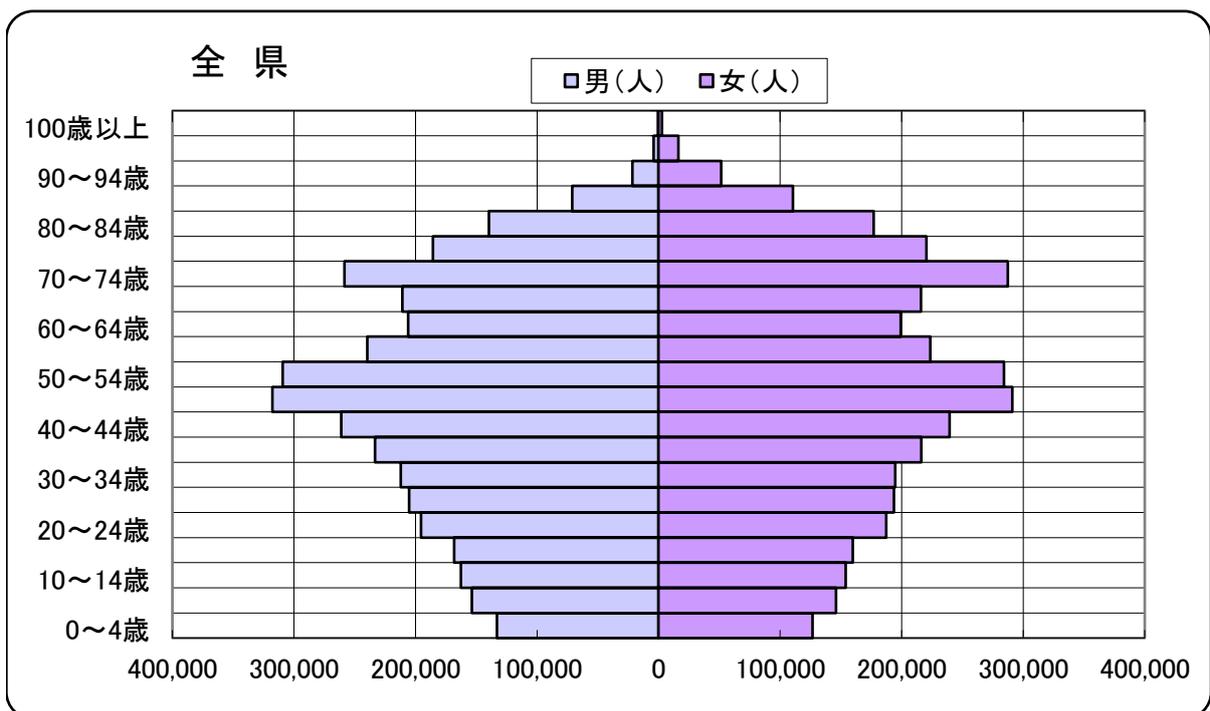
(2) 人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕

〔埼玉県〕

令和4年1月1日現在

年齢階級	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	7,385,819	100.0%	3,688,298	49.9%	3,697,521	50.1%
0～4歳	259,663	3.5%	132,894	1.8%	126,769	1.7%
5～9歳	299,373	4.1%	153,486	2.1%	145,887	2.0%
10～14歳	316,576	4.3%	162,487	2.2%	154,089	2.1%
15～19歳	328,007	4.4%	168,178	2.3%	159,829	2.2%
20～24歳	382,671	5.2%	195,453	2.6%	187,218	2.5%
25～29歳	398,781	5.4%	205,146	2.8%	193,635	2.6%
30～34歳	406,705	5.5%	212,079	2.9%	194,626	2.6%
35～39歳	449,305	6.1%	233,236	3.2%	216,069	2.9%
40～44歳	500,663	6.8%	261,082	3.5%	239,581	3.2%
45～49歳	608,760	8.2%	317,800	4.3%	290,960	3.9%
50～54歳	593,412	8.0%	309,300	4.2%	284,112	3.8%
55～59歳	463,227	6.3%	239,712	3.2%	223,515	3.0%
60～64歳	405,369	5.5%	206,093	2.8%	199,276	2.7%
65～69歳	426,678	5.8%	210,913	2.9%	215,765	2.9%
70～74歳	545,775	7.4%	258,331	3.5%	287,444	3.9%
75～79歳	405,870	5.5%	185,595	2.5%	220,275	3.0%
80～84歳	316,560	4.3%	139,482	1.9%	177,078	2.4%
85～89歳	181,663	2.5%	71,014	1.0%	110,649	1.5%
90～94歳	73,198	1.0%	21,634	0.3%	51,564	0.7%
95～99歳	20,466	0.3%	4,033	0.1%	16,433	0.2%
100歳以上	3,097	0.0%	350	0.0%	2,747	0.0%
(0～14歳)	875,612	11.9%	448,867	6.1%	426,745	5.8%
(15～64歳)	4,536,900	61.4%	2,348,079	31.8%	2,188,821	29.6%
(65歳以上)	1,973,307	26.7%	891,352	12.1%	1,081,955	14.6%
(75歳以上)	1,000,854	13.6%	422,108	5.7%	578,746	7.8%

* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

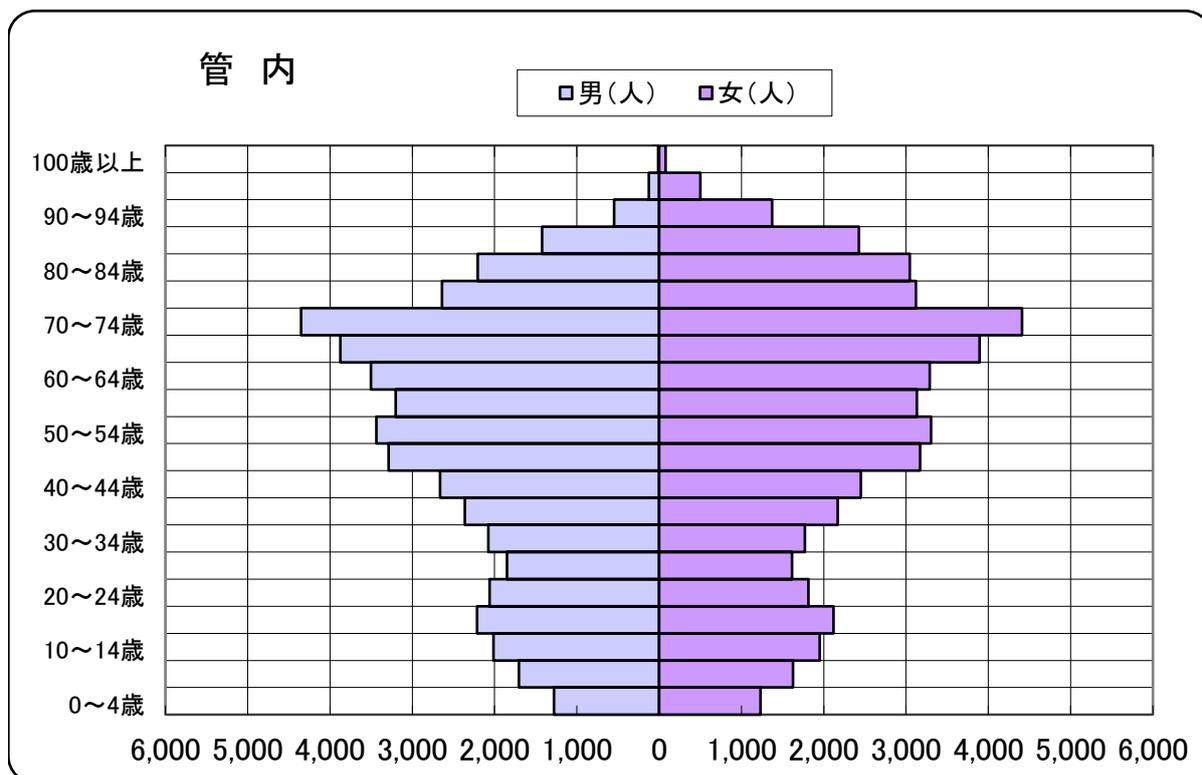


〔管内〕

令和4年1月1日現在

年齢階級	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	95,302	100.0%	46,817	49.1%	48,485	50.9%
0～4歳	2,507	2.6%	1,277	1.3%	1,230	1.3%
5～9歳	3,333	3.5%	1,706	1.8%	1,627	1.7%
10～14歳	3,962	4.2%	2,012	2.1%	1,950	2.0%
15～19歳	4,331	4.5%	2,214	2.3%	2,117	2.2%
20～24歳	3,872	4.1%	2,059	2.2%	1,813	1.9%
25～29歳	3,464	3.6%	1,848	1.9%	1,616	1.7%
30～34歳	3,847	4.0%	2,077	2.2%	1,770	1.9%
35～39歳	4,529	4.8%	2,361	2.5%	2,168	2.3%
40～44歳	5,111	5.4%	2,661	2.8%	2,450	2.6%
45～49歳	6,457	6.8%	3,286	3.4%	3,171	3.3%
50～54歳	6,742	7.1%	3,438	3.6%	3,304	3.5%
55～59歳	6,335	6.6%	3,202	3.4%	3,133	3.3%
60～64歳	6,789	7.1%	3,501	3.7%	3,288	3.5%
65～69歳	7,767	8.1%	3,873	4.1%	3,894	4.1%
70～74歳	8,763	9.2%	4,352	4.6%	4,411	4.6%
75～79歳	5,761	6.0%	2,640	2.8%	3,121	3.3%
80～84歳	5,248	5.5%	2,204	2.3%	3,044	3.2%
85～89歳	3,849	4.0%	1,423	1.5%	2,426	2.5%
90～94歳	1,919	2.0%	546	0.6%	1,373	1.4%
95～99歳	629	0.7%	127	0.1%	502	0.5%
100歳以上	87	0.1%	10	0.0%	77	0.1%
(0～14歳)	9,802	10.3%	4,995	5.2%	4,807	5.0%
(15～64歳)	51,477	54.0%	26,647	28.0%	24,830	26.1%
(65歳以上)	34,023	35.7%	15,175	15.9%	18,848	19.8%
(75歳以上)	17,493	18.4%	6,950	7.3%	10,543	11.1%

* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)



(3) 人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕

年齢階級	秩父市				横瀬町				皆野町			
	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)
総数	60,314	100.0%	29,467	30,847	7,976	100.0%	3,959	4,017	9,371	100.0%	4,679	4,692
0～4歳	1,714	2.8%	882	832	229	2.9%	104	125	230	2.5%	121	109
5～9歳	2,255	3.7%	1,166	1,089	261	3.3%	124	137	307	3.3%	159	148
10～14歳	2,470	4.1%	1,232	1,238	342	4.3%	175	167	408	4.4%	219	189
15～19歳	2,791	4.6%	1,426	1,365	372	4.7%	182	190	379	4.0%	192	187
20～24歳	2,501	4.1%	1,302	1,199	356	4.5%	195	161	374	4.0%	200	174
25～29歳	2,330	3.9%	1,221	1,109	317	4.0%	184	133	314	3.4%	175	139
30～34歳	2,586	4.3%	1,375	1,211	337	4.2%	196	141	325	3.5%	196	129
35～39歳	2,940	4.9%	1,533	1,407	383	4.8%	202	181	427	4.6%	218	209
40～44歳	3,310	5.5%	1,701	1,609	397	5.0%	212	185	498	5.3%	258	240
45～49歳	4,103	6.8%	2,092	2,011	511	6.4%	240	271	667	7.1%	352	315
50～54歳	4,303	7.1%	2,179	2,124	596	7.5%	309	287	620	6.6%	309	311
55～59歳	4,029	6.7%	2,009	2,020	599	7.5%	320	279	567	6.1%	296	271
60～64歳	4,259	7.1%	2,215	2,044	554	6.9%	268	286	657	7.0%	337	320
65～69歳	4,672	7.7%	2,326	2,346	629	7.9%	322	307	824	8.8%	410	414
70～74歳	5,260	8.7%	2,590	2,670	741	9.3%	375	366	974	10.4%	504	470
75～79歳	3,496	5.8%	1,563	1,933	455	5.7%	197	258	612	6.5%	286	326
80～84歳	3,262	5.4%	1,355	1,907	428	5.4%	190	238	510	5.4%	215	295
85～89歳	2,445	4.1%	882	1,563	262	3.3%	104	158	400	4.3%	155	245
90～94歳	1,164	1.9%	339	825	149	1.9%	47	102	199	2.1%	61	138
95～99歳	375	0.6%	75	300	47	0.6%	12	35	67	0.7%	12	55
100歳以上	49	0.1%	4	45	11	0.1%	1	10	12	0.1%	4	8
(0～14歳)	6,439	10.7%	3,280	3,159	832	10.4%	403	429	945	10.1%	499	446
(15～64歳)	33,152	55.0%	17,053	16,099	4,422	55.4%	2,308	2,114	4,828	51.5%	2,533	2,295
(65歳以上)	20,723	34.4%	9,134	11,589	2,722	34.1%	1,248	1,474	3,598	38.4%	1,647	1,951
(75歳以上)	10,791	17.9%	4,218	6,573	1,352	17.0%	551	801	1,800	19.2%	733	1,067

*埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

令和4年1月1日現在

長瀬町				小鹿野町			
総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)
6,748	100.0%	3,300	3,448	10,893	100.0%	5,412	5,481
144	2.1%	78	66	190	1.7%	92	98
220	3.3%	116	104	290	2.7%	141	149
249	3.7%	123	126	493	4.5%	263	230
309	4.6%	155	154	480	4.4%	259	221
246	3.6%	141	105	395	3.6%	221	174
198	2.9%	102	96	305	2.8%	166	139
219	3.2%	122	97	380	3.5%	188	192
273	4.0%	136	137	506	4.6%	272	234
327	4.8%	170	157	579	5.3%	320	259
501	7.4%	251	250	675	6.2%	351	324
472	7.0%	241	231	751	6.9%	400	351
459	6.8%	235	224	681	6.3%	342	339
487	7.2%	246	241	832	7.6%	435	397
548	8.1%	274	274	1,094	10.0%	541	553
694	10.3%	324	370	1,094	10.0%	559	535
531	7.9%	266	265	667	6.1%	328	339
411	6.1%	174	237	637	5.8%	270	367
266	3.9%	101	165	476	4.4%	181	295
138	2.0%	33	105	269	2.5%	66	203
51	0.8%	12	39	89	0.8%	16	73
5	0.1%	0	5	10	0.1%	1	9
613	9.1%	317	296	973	8.9%	496	477
3,491	51.7%	1,799	1,692	5,584	51.3%	2,954	2,630
2,644	39.2%	1,184	1,460	4,336	39.8%	1,962	2,374
1,402	20.8%	586	816	2,148	19.7%	862	1,286

2 人口動態

<人口動態調査について>

a. 目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

b. 調査の対象

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

c. 調査の時期

調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで

d. 調査の方法

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

<比率の解説>

出生率・死亡率・婚姻率・離婚率	=	$\frac{\text{1年間の事件数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
自然増減率	=	$\frac{\text{1年間の自然増減数(出生数-死亡数)}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
乳児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の乳児(出生1年未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の新生児(生後4週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死産率(総数・自然・人工)	=	$\frac{\text{1年間の死産数(妊娠満12週以後)}}{\text{1年間の出産数(出生+死産)}}$	× 1,000
周産期死亡率	=	$\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数+早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
妊娠満22週以後の死産率 (後期死産率)	=	$\frac{\text{1年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
早期新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死因別死亡率	=	$\frac{\text{1年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 100,000
合計特殊出生率	=	$\left[\frac{\text{1年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日の年齢別女性人口}} \right]$	* 15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出する時は5倍する)

<比率算出に用いた人口>

○ 全国・埼玉県

総務省統計局「人口推計(各年10月1日現在)」の日本人人口

※埼玉県の人口は、厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値

○ 市町

県総務部統計課「埼玉県推計人口(各年10月1日現在)」(総人口)

(1) 人口動態総覧

〔令和2年確定〕

区分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10/1推計人口		123,398,962	7,159,087	93,692	58,967	7,905	9,218	6,781	10,821
出生	率 (人口千対)	6.8	6.6	5.2	5.7	4.6	5.2	3.5	3.6
	数	840,835	47,328	483	336	36	48	24	39
	男	430,713	24,137	251	172	20	28	16	15
	女	410,122	23,191	232	164	16	20	8	24
死亡	率 (人口千対)	11.1	9.9	15.8	15.3	16.3	17.4	15.6	17.4
	数	1,372,755	70,758	1,485	902	129	160	106	188
	男	706,834	38,643	753	454	64	85	56	94
	女	665,921	32,115	732	448	65	75	50	94
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.8	1.6	2.1	-	27.8	-	-	-
	数	1,512	75	1.0	-	1.0	-	-	-
新生児 死亡 (再掲)	率 (出生千対)	0.8	0.7	-	-	-	-	-	-
	数	704	32	-	-	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-4.3	-3.3	-10.7	-9.6	-11.8	-12.2	-12.1	-13.8
	数	-531,920	-23,430	-1,002	-566	-93	-112	-82	-149
死産	率 (出産千対)	20.1	20.9	20.3	26.1	-	20.4	-	-
	数	17,278	1,012	10	9	-	1	-	-
	自然死産	8,188	447	7	6	-	1	-	-
	人工死産	9,090	565	3	3	-	-	-	-
周産期死亡	率 (出産千対)	3.2	2.8	-	-	-	-	-	-
	数	2,664	133	-	-	-	-	-	-
	妊娠満22週 以降の死産	2,112	107	-	-	-	-	-	-
	早期新生児 死亡	552	26	-	-	-	-	-	-
婚姻	率 (人口千対)	4.3	4.1	2.5	2.7	3.3	2.3	1.0	1.5
	数	525,507	29,260	231	161	26	21	7	16
離婚	率 (人口千対)	1.57	1.49	1.29	1.46	0.25	1.08	1.33	1.29
	数	193,253	10,659	121	86	2	10	9	14
合計特殊出生率		1.33	1.27	1.34	1.40	1.23	1.54	1.09	1.03

* 全国:令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)

* 埼玉県及び管内:令和2年埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

[令和3年概数]

区分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10/1推計人口		122,780,487	7,152,000	93,173	58,809	7,862	9,177	6,695	10,630
出生	率 (人口千対)	6.6	6.4	4.6	5.0	6.0	3.8	4.3	2.4
	数	811,622	45,424	429	292	47	35	29	26
	男	415,903	23,535	216	147	24	18	15	12
	女	395,719	21,889	213	145	23	17	14	14
死亡	率 (人口千対)	11.7	10.5	16.4	15.1	18.4	17.7	18.5	19.3
	数	1,439,856	75,164	1,525	889	145	162	124	205
	男	738,141	41,168	784	465	79	81	64	95
	女	701,715	33,996	741	424	66	81	60	110
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.7	1.4	4.7	6.8	-	-	-	-
	数	1,399	62	2	2	-	-	-	-
新生児 死亡 (再掲)	率 (出生千対)	0.8	0.5	-	-	-	-	-	-
	数	658	21	-	-	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-5.1	-4.2	-11.8	-10.2	-12.5	-13.8	-14.2	-16.8
	数	-628,234	-29,740	-1,096	-597	-98	-127	-95	-179
死産	率 (出産千対)	19.7	20.1	22.8	20.1	-	27.8	93.8	-
	数	16,277	931	10	6	-	1	3	-
	自然死産	8,082	439	10	6	-	1	3	-
	人工死産	8,195	492	-	-	-	-	-	-
周産期死亡	率 (出産千対)	3.4	2.8	2.3	-	-	-	33.3	-
	数	2,741	126	1	-	-	-	1	-
	妊娠満22週 以降の死産	2,235	110	1	-	-	-	1	-
	早期新生児 死亡	506	16	-	-	-	-	-	-
婚姻	率 (人口千対)	4.1	4.0	2.3	2.6	2.0	1.7	1.3	1.8
	数	501,138	28,344	212	152	16	16	9	19
離婚	率 (人口千対)	1.50	1.49	1.15	1.16	1.65	1.42	0.60	0.85
	数	184,384	10,626	107	68	13	13	4	9
合計特殊出生率		1.30	1.22						

* 全国: 令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

* 埼玉県及び管内: 令和3年埼玉県の人口動態概況(概数)(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(2) 出生

ア 出生数〔出生時の体重・管内・市町別〕

令和2年

	総数	500g 未満	500g ～	1,000g ～	1,500g ～	2,000g ～	2,500g ～	3,000g ～	3,500g ～	4,000g ～	4,500g ～	5,000g 以上	不詳
管内	483	-	1	2	9	45	185	185	51	5	-	-	-
秩父市	336	-	-	1	7	29	137	127	31	4	-	-	-
横瀬町	36	-	-	-	-	3	12	18	3	-	-	-	-
皆野町	48	-	-	-	1	6	16	17	8	-	-	-	-
長瀬町	24	-	-	-	-	2	7	10	4	1	-	-	-
小鹿野町	39	-	1	1	1	5	13	13	5	-	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

イ 出生数〔母の年齢(5歳階級)・管内・市町別〕

令和2年

	総数	14歳 以下	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以上	不詳
管内	483	-	1	33	135	172	112	30	-	-	-
秩父市	336	-	-	28	103	103	83	19	-	-	-
横瀬町	36	-	1	1	2	25	6	1	-	-	-
皆野町	48	-	-	3	11	19	10	5	-	-	-
長瀬町	24	-	-	-	9	7	4	4	-	-	-
小鹿野町	39	-	-	1	10	18	9	1	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

(3) 死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕

令和2年

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内					
			秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	
合計		70,758	1,485	902	129	160	106	188
01000	感染症及び寄生虫症	1,166	23	15	5	2	1	-
01100	腸管感染症	87	3	2	1	-	-	-
01200	結核	84	3	2	-	1	-	-
01201	呼吸器結核	68	3	2	-	1	-	-
01202	その他の結核	16	-	-	-	-	-	-
01300	敗血症	542	8	5	2	1	-	-
01400	ウイルス肝炎	117	5	3	1	-	1	-
01401	B型ウイルス肝炎	9	1	1	-	-	-	-
01402	C型ウイルス肝炎	101	4	2	1	-	1	-
01403	その他のウイルス肝炎	7	-	-	-	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	1	-	-	-	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	335	4	3	1	-	-	-
02000	新生物<腫瘍>	21,142	414	263	26	50	22	53
02100	悪性新生物<腫瘍>	20,463	387	251	24	43	22	47
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	398	7	5	-	2	-	-
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	648	9	5	1	2	1	-
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	2,290	46	23	4	10	2	7
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	2,017	38	24	3	6	-	5
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	923	16	9	3	1	1	2
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	1,181	26	19	1	1	2	3
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	920	28	17	5	2	1	3
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	1,937	29	17	2	1	4	5
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	31	1	1	-	-	-	-
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	4,136	72	45	1	13	4	9
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	82	1	-	-	-	-	1
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	850	17	13	2	1	1	-
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	403	7	5	-	-	1	1
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	309	7	6	-	-	1	-
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	687	11	9	-	1	-	1
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	495	7	6	1	-	-	-
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	138	3	3	-	-	-	-
02118	悪性リンパ腫	752	19	15	1	-	1	2
02119	白血病	475	7	3	-	2	1	1
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	227	6	5	-	-	-	1
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	1,564	30	21	-	1	2	6
02200	その他の新生物<腫瘍>	679	27	12	2	7	-	6
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	152	6	3	-	1	-	2
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	527	21	9	2	6	-	4
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	266	4	4	-	-	-	-
03100	貧血	138	2	2	-	-	-	-
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	128	2	2	-	-	-	-
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	1,083	31	14	13	1	2	1
04100	糖尿病	702	14	11	-	1	1	1
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	381	17	3	13	-	1	-

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
05000	精神及び行動の障害	1,004	22	14	-	2	1	5
05100	血管性及び詳細不明の認知症	912	20	13	-	1	1	5
05200	その他の精神及び行動の障害	92	2	1	-	1	-	-
06000	神経系の疾患	2,392	30	20	1	5	1	3
06100	髄膜炎	14	-	-	-	-	-	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	135	2	1	-	1	-	-
06300	パーキンソン病	521	6	6	-	-	-	-
06400	アルツハイマー病	921	13	11	-	-	1	1
06500	その他の神経系の疾患	801	9	2	1	4	-	2
07000	眼及び付属器の疾患	1	-	-	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	2	-	-	-	-	-	-
09000	循環器系の疾患	17,515	407	247	45	47	21	47
09100	高血圧性疾患	431	14	6	1	5	2	-
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	187	11	5	1	4	1	-
09102	その他の高血圧性疾患	244	3	1	-	1	1	-
09200	心疾患(高血圧性を除く)	10,857	244	156	30	27	13	18
09201	慢性リウマチ性心疾患	93	-	-	-	-	-	-
09202	急性心筋梗塞	1,829	42	24	3	6	6	3
09203	その他の虚血性心疾患	3,132	46	29	6	7	4	-
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	538	16	8	1	1	-	6
09205	心筋症	154	4	3	1	-	-	-
09206	不整脈及び伝導障害	1,214	44	30	5	5	2	2
09207	心不全	3,742	90	61	13	8	1	7
09208	その他の心疾患	155	2	1	1	-	-	-
09300	脳血管疾患	4,929	125	69	13	13	6	24
09301	くも膜下出血	594	12	10	-	-	-	2
09302	脳内出血	1,507	42	21	6	3	4	8
09303	脳梗塞	2,695	69	38	7	9	2	13
09304	その他の脳血管疾患	133	2	-	-	1	-	1
09400	大動脈瘤及び解離	984	16	12	-	1	-	3
09500	その他の循環器系の疾患	314	8	4	1	1	-	2
10000	呼吸器系の疾患	9,081	167	115	9	10	17	16
10100	インフルエンザ	59	2	1	-	-	1	-
10200	肺炎	4,607	55	29	4	6	7	9
10300	急性気管支炎	9	-	-	-	-	-	-
10400	慢性閉塞性肺疾患	789	12	9	-	1	1	1
10500	喘息	59	5	3	1	-	1	-
10600	その他の呼吸器系の疾患	3,558	93	73	4	3	7	6
10601	誤嚥性肺炎	1,790		49	3	1	3	2
10602	間質性肺疾患	1,074		14	-	1	3	2
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	694		10	1	1	1	2
11000	消化器系の疾患	2,677	61	34	5	6	5	11
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	114	2	1	-	-	-	1
11200	ヘルニア及び腸閉塞	397	9	5	-	1	-	3
11300	肝疾患	878	19	13	2	2	2	-
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	431	13	9	1	2	1	-
11302	その他の肝疾患	447	6	4	1	-	1	-
11400	その他の消化器系の疾患	1,288	31	15	3	3	3	7

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内					
				秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	136	3	2	-	-	1	-
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	462	13	3	5	3	1	1
14000	腎尿路生殖器系の疾患	2,148	41	29	5	3	-	4
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	215	3	1	1	1	-	-
14200	腎不全	1,398	24	17	3	2	-	2
14201	急性腎不全	122	3	2	1	-	-	-
14202	慢性腎不全	1,027	15	9	2	2	-	2
14203	詳細不明の腎不全	249	6	6	-	-	-	-
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	535	14	11	1	-	-	2
15000	妊娠, 分娩及び産じょく	2	-	-	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	21	-	-	-	-	-	-
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	2	-	-	-	-	-	-
16200	出産外傷	-	-	-	-	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	13	-	-	-	-	-	-
16400	周産期に特異的な感染症	1	-	-	-	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	3	-	-	-	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	2	-	-	-	-	-	-
17000	先天奇形, 変形及び染色体異常	91	2	2	-	-	-	-
17100	神経系の先天奇形	4	-	-	-	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	39	-	-	-	-	-	-
17201	心臓の先天奇形	26	-	-	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	13	-	-	-	-	-	-
17300	消化器系の先天奇形	3	-	-	-	-	-	-
17400	その他の先天奇形及び変形	30	1	1	-	-	-	-
17500	染色体異常, 他に分類されないもの	15	1	1	-	-	-	-
18000	症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	8,398	200	103	9	22	27	39
18100	老衰	5,842	185	96	8	20	27	34
18200	乳幼児突然死症候群	4	-	-	-	-	-	-
18300	その他の症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2,552	15	7	1	2	-	5
20000	傷病及び死亡の外因	2,961	67	37	6	9	7	8
20100	不慮の事故	1,528	44	25	4	5	5	5
20101	交通事故	167	-	-	-	-	-	-
20102	転倒・転落・墜落	421	21	15	1	1	1	3
20103	不慮の溺死及び溺水	150	6	3	-	2	1	-
20104	不慮の窒息	340	8	5	-	1	2	-
20105	煙, 火及び火炎への曝露	54	1	-	1	-	-	-
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	21	1	-	-	-	-	1
20107	その他の不慮の事故	375	7	2	2	1	1	1
20200	自殺	1,159	14	10	-	2	1	1
20300	他殺	10	-	-	-	-	-	-
20400	その他の外因	264	9	2	2	2	1	2
22000	特殊目的用コード	210	-	-	-	-	-	-
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	210	-	-	-	-	-	-

* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(4) 死亡率順位〔死因別・管内〕

年次	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率
平成12年	悪性新生物	2.67	心疾患(高血圧性を除く)	1.76	脳血管疾患	1.72	肺炎	0.80	不慮の事故	0.36
平成13年	悪性新生物	2.74	脳血管疾患	1.61	心疾患(高血圧性を除く)	1.53	肺炎	0.75	不慮の事故	0.37
平成14年	悪性新生物	3.04	心疾患(高血圧性を除く)	1.65	脳血管疾患	1.28	肺炎	0.89	不慮の事故	0.35
平成15年	悪性新生物	2.82	心疾患(高血圧性を除く)	1.59	脳血管疾患	1.41	肺炎	0.70	不慮の事故	0.43
平成16年	悪性新生物	3.07	脳血管疾患	1.73	心疾患(高血圧性を除く)	1.52	肺炎	0.94	不慮の事故 老 衰	0.40
平成17年	悪性新生物	3.18	心疾患(高血圧性を除く)	2.01	脳血管疾患	1.75	肺炎	1.08	不慮の事故	0.54
平成18年	悪性新生物	3.10	心疾患(高血圧性を除く)	1.80	脳血管疾患	1.30	肺炎	0.99	不慮の事故	0.48
平成19年	悪性新生物	3.00	心疾患(高血圧性を除く)	2.10	脳血管疾患	1.80	肺炎	1.19	老 衰	0.53
平成20年	悪性新生物	3.30	心疾患(高血圧性を除く)	1.90	脳血管疾患	1.70	肺炎	1.19	老 衰	0.78
平成21年	悪性新生物	3.43	心疾患(高血圧性を除く)	1.82	脳血管疾患	1.75	肺炎	1.07	老 衰	0.73
平成22年	悪性新生物	3.58	心疾患(高血圧性を除く)	2.38	脳血管疾患	1.44	肺炎	1.20	老 衰	0.73
平成23年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.41	脳血管疾患	1.48	肺炎	0.97	老 衰	0.87
平成24年	悪性新生物	3.47	心疾患(高血圧性を除く)	2.37	脳血管疾患	1.49	肺炎	1.16	老 衰	1.01
平成25年	悪性新生物	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.69	脳血管疾患	1.49	肺炎	1.17	老 衰	0.91
平成26年	悪性新生物	3.54	心疾患(高血圧性を除く)	2.67	脳血管疾患	1.32	老 衰	1.25	肺炎	1.21
平成27年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.39	老 衰	1.47	脳血管疾患	1.34	肺炎	1.31
平成28年	悪性新生物	3.51	心疾患(高血圧性を除く)	2.51	老 衰	1.43	脳血管疾患	1.41	肺炎	1.00
平成29年	悪性新生物 <腫瘍>	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.80	老 衰	1.45	脳血管疾患	1.22	肺炎	0.80
平成30年	悪性新生物 <腫瘍>	3.53	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老 衰	1.65	脳血管疾患	1.47	肺炎	0.80
令和元年	悪性新生物 <腫瘍>	3.79	心疾患(高血圧性を除く)	2.29	老 衰	1.48	脳血管疾患	1.11	肺炎	1.04
令和2年	悪性新生物 <腫瘍>	4.09	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老 衰	1.95	脳血管疾患	1.32	肺炎	0.58

* 死亡率に用いた数値(死亡率:人口千対)

死亡数:埼玉県保健統計年報 平成16年まで「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因簡単分類)・保健所・市町村別)」、平成17年以降「死亡数

(死因(選択死因)・性・保健所・市区町村別)(埼玉県保健医療部保健医療政策課)【注意:年によって表題が異なる場合あり】

人口:国勢調査年は「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」、(総務省統計局)、それ以外の年は「埼玉県推計人口(10月

1日現在)(総人口)」、(埼玉県総務部統計課)

(5) がんの死亡数〔部位別・管内〕

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)
総数	352	100.0	356	100.0	343	100.0	363	100.0	387	100.0
口唇、口腔及び咽頭	6	1.7	4	1.1	4	1.2	8	2.2	7	1.8
食道	9	2.6	10	2.8	11	3.2	10	2.8	9	2.3
胃	48	13.6	38	10.7	39	11.4	44	12.1	46	11.9
結腸	42	11.9	46	12.9	43	12.5	47	12.9	38	9.8
直腸S状結腸移行部 及び直腸	16	4.5	13	3.7	20	5.8	17	4.7	16	4.1
肝及び肝内胆管	30	8.5	28	7.9	25	7.3	30	8.3	26	6.7
胆のう及びその他の胆道	21	6.0	21	5.9	31	9.0	22	6.1	28	7.2
膵	22	6.3	33	9.3	24	7.0	23	6.3	29	7.5
喉頭	2	0.6	1	0.3	1	0.3	1	0.3	1	0.3
気管、気管支及び肺	60	17.0	47	13.2	53	15.5	55	15.2	72	18.6
皮膚	2	0.6	1	0.3	1	0.3	1	0.3	1	0.3
乳房	11	3.1	11	3.1	11	3.2	19	5.2	17	4.4
子宮	7	2.0	4	1.1	2	0.6	7	1.9	7	1.8
卵巣	4	1.1	6	1.7	8	2.3	3	0.8	7	1.8
前立腺	17	4.8	16	4.5	14	4.1	18	5.0	11	2.8
膀胱	8	2.3	17	4.8	6	1.7	8	2.2	7	1.8
中枢神経系	4	1.1	2	0.6	2	0.6	1	0.3	3	0.8
悪性リンパ腫	6	1.7	14	3.9	14	4.1	13	3.6	19	4.9
白血病	10	2.8	8	2.2	9	2.6	4	1.1	7	1.8
その他のリンパ組織、 造血組織及び関連組織	3	0.9	6	1.7	2	0.6	3	0.8	6	1.6
その他	24	6.8	30	8.4	23	6.7	29	8.0	30	7.8

* 埼玉県保健統計年報「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因簡単分類)・保健所・市町村別)(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

【注意】()内の記載順が異なるなど、年によって表題が異なる場合あり

(6) 諸率の年次推移〔全国・埼玉県・秩父保健所管内〕

○ 各率の算定に用いている人口

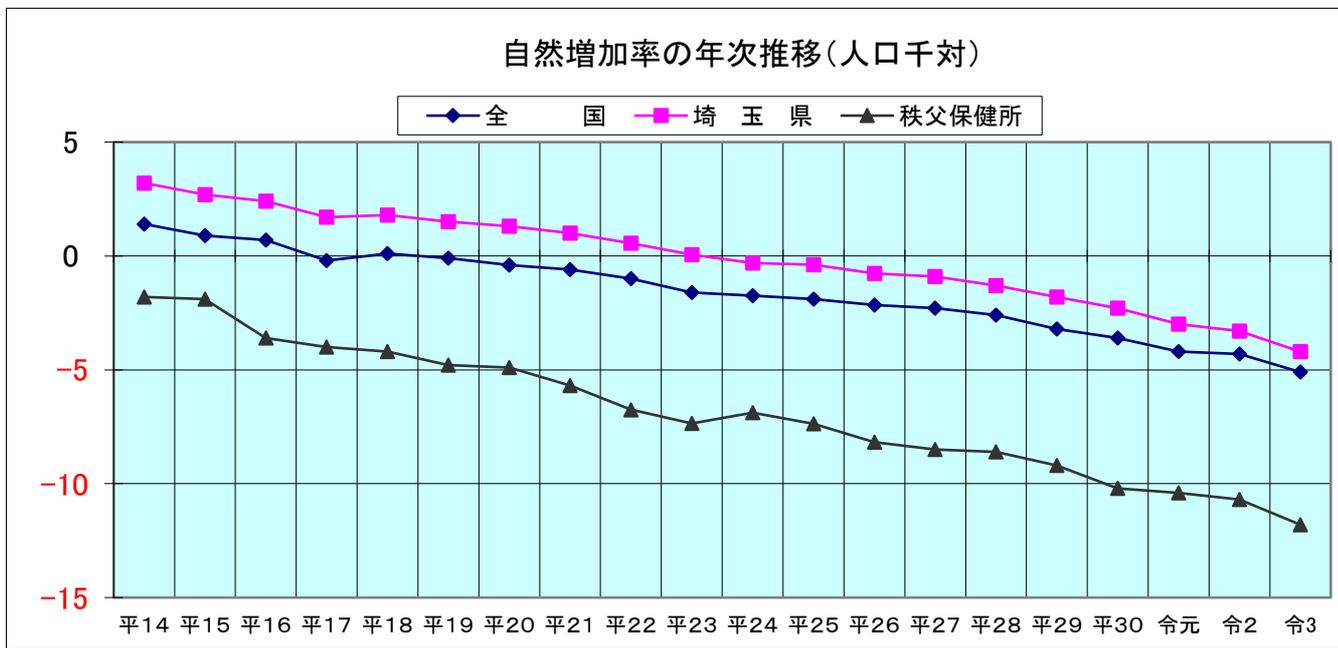
全 国	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)
埼 玉 県	通常年 = 「10月1日現在推計人口(日本人人口)」(総務省統計局) ※埼玉県の人口は1,000人未満四捨五入(厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値)
秩父保健所管内	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局) 通常年 = 「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

○ これらの表を作成するにあたり使用した資料

全 国	「厚生統計要覧」、「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省) 「令和3年人口動態統計月報年計(概数)の概況」
埼 玉 県 秩父保健所管内	「平成11年～16年人口動態統計(確定数)」(厚生労働省)、「平成11年～令和2年埼玉県保健統計年報」、「令和2年埼玉県の人口動態概況(確定数)」、「令和3年埼玉県の人口動態概況(概数)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

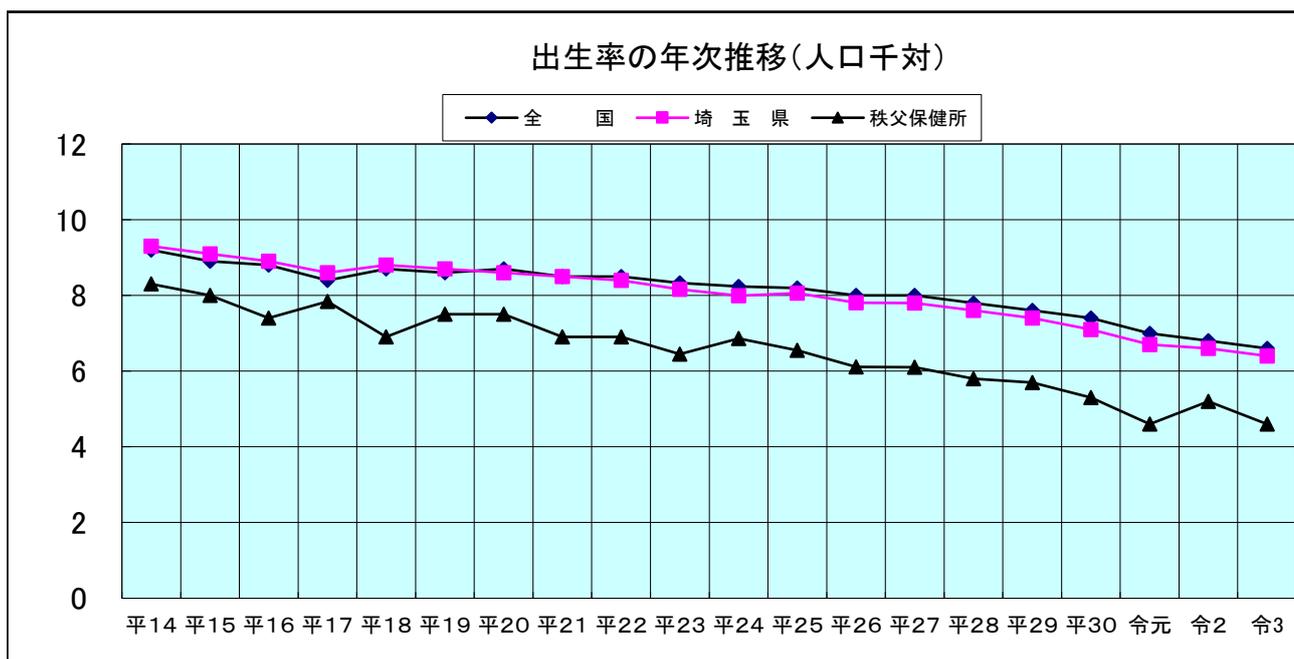
※ 令和2年の数値は概数のため、後日公表される確定数による数値とは異なる場合があります。

ア 自然増加率の推移



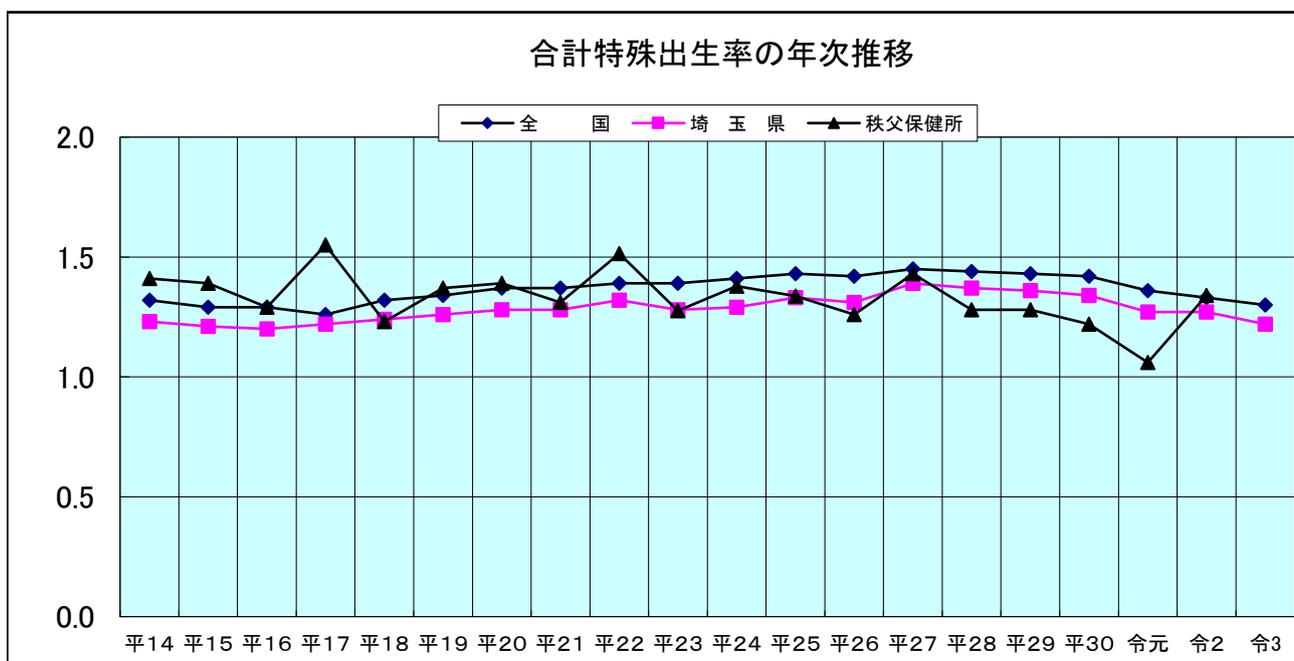
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	1.4	0.9	0.7	-0.2	0.1	-0.1	-0.4	-0.6	-1.0	-1.6	-1.7	-1.9	-2.1	-2.3	-2.6	-3.2	-3.6	-4.2	-4.3	-5.1
埼 玉 県	3.2	2.7	2.4	1.7	1.8	1.5	1.3	1.0	0.6	0.1	-0.3	-0.4	-0.8	-0.9	-1.3	-1.8	-2.3	-3.0	-3.3	-4.2
秩父保健所	-1.8	-1.9	-3.6	-4.0	-4.2	-4.8	-4.9	-5.7	-6.8	-7.4	-6.9	-7.4	-8.2	-8.5	-8.6	-9.2	-10.2	-10.4	-10.7	-11.8

イ 出生率の推移



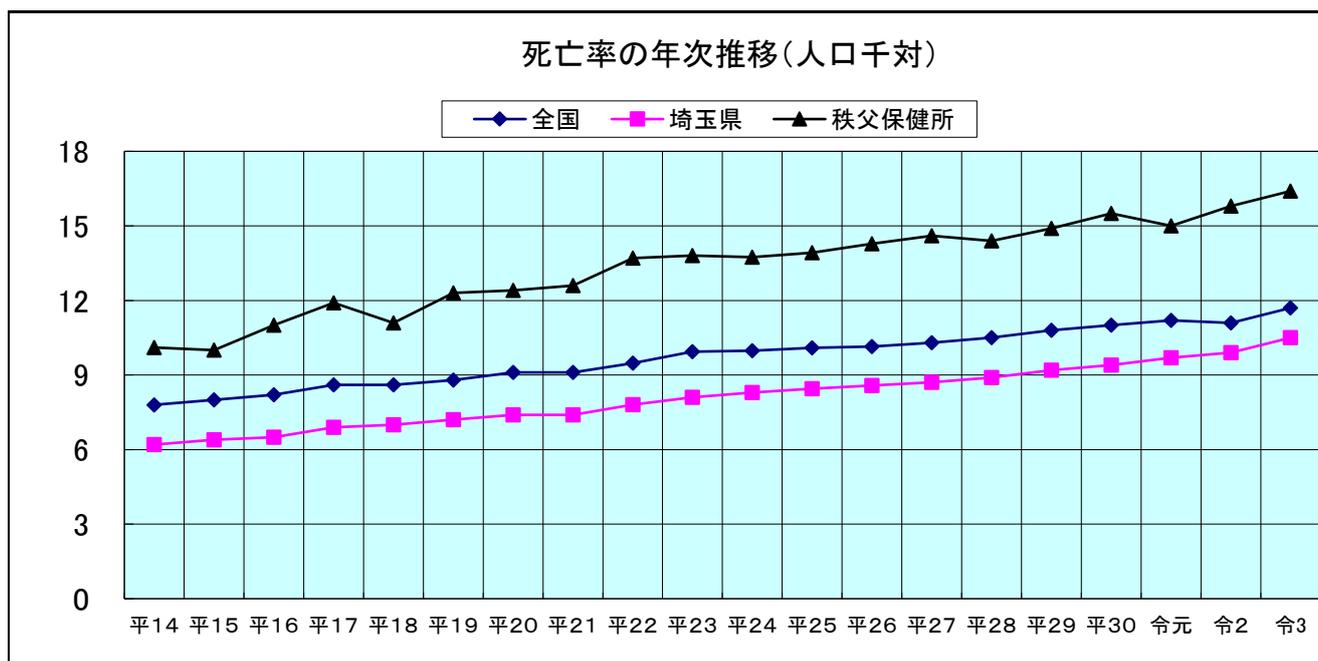
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6
埼 玉 県	9.3	9.1	8.9	8.6	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4	8.2	8.0	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4	7.1	6.7	6.6	6.4
秩父保健所	8.3	8.0	7.4	7.8	6.9	7.5	7.5	6.9	6.9	6.4	6.9	6.6	6.1	6.1	5.8	5.7	5.3	4.6	5.2	4.6

ウ 合計特殊出生率の推移



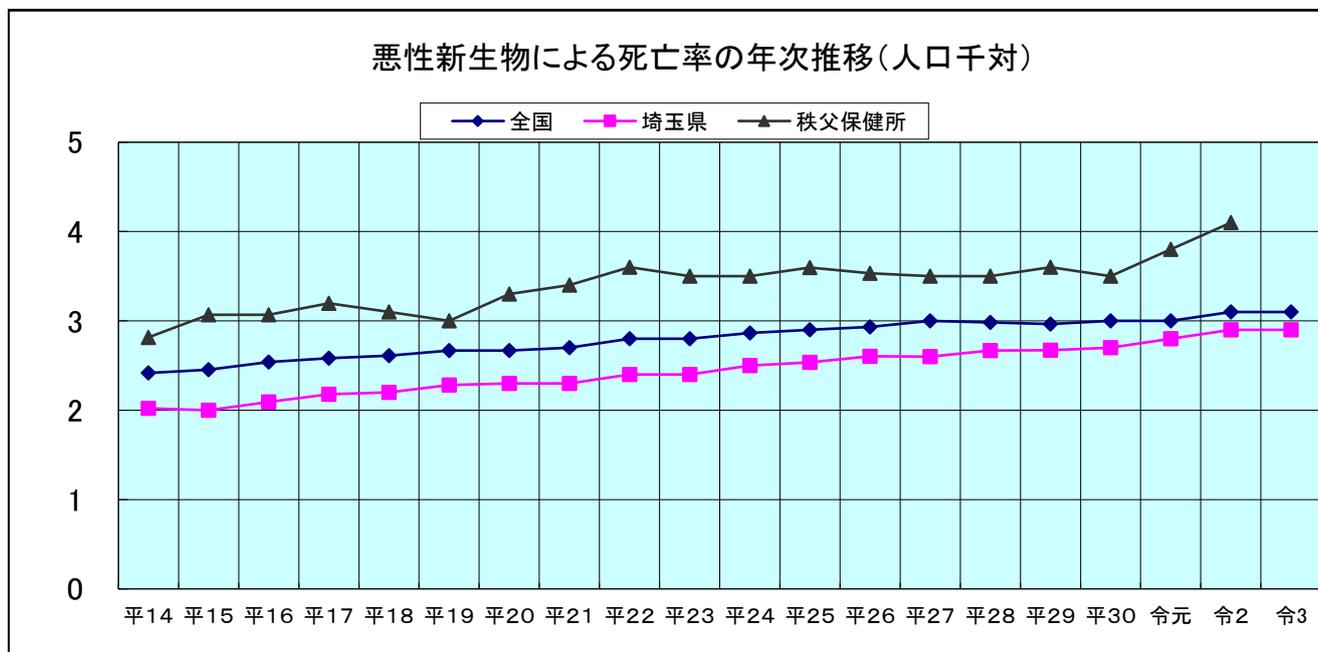
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
埼 玉 県	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36	1.34	1.27	1.27	1.22
秩父保健所	1.41	1.39	1.29	1.55	1.23	1.37	1.39	1.31	1.51	1.28	1.38	1.34	1.26	1.43	1.28	1.28	1.22	1.06	1.34	

エ 死亡率の推移[全死亡及び三大死因]



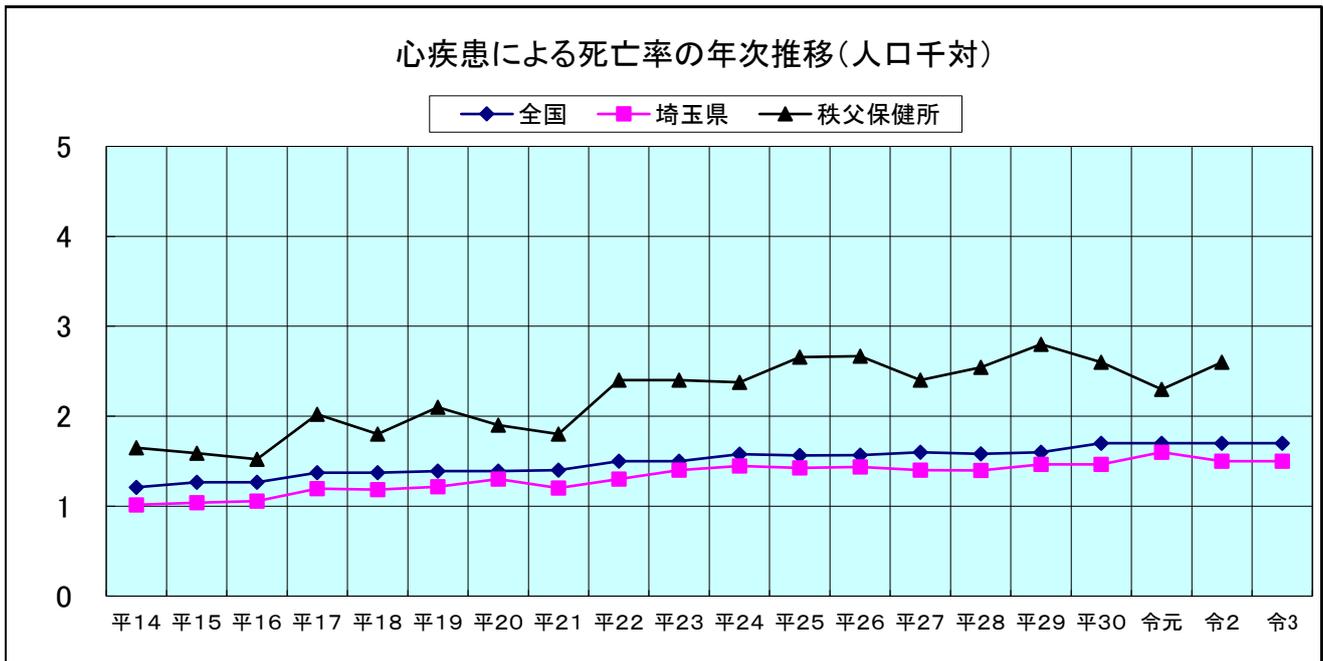
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	7.8	8.0	8.2	8.6	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8	11.0	11.2	11.1	11.7
埼 玉 県	6.2	6.4	6.5	6.9	7.0	7.2	7.4	7.4	7.8	8.1	8.3	8.4	8.6	8.7	8.9	9.2	9.4	9.7	9.9	10.5
秩父保健所	10.1	10.0	11.0	11.9	11.1	12.3	12.4	12.6	13.7	13.8	13.7	13.9	14.3	14.6	14.4	14.9	15.5	15.0	15.8	16.4

〔悪性新生物〕



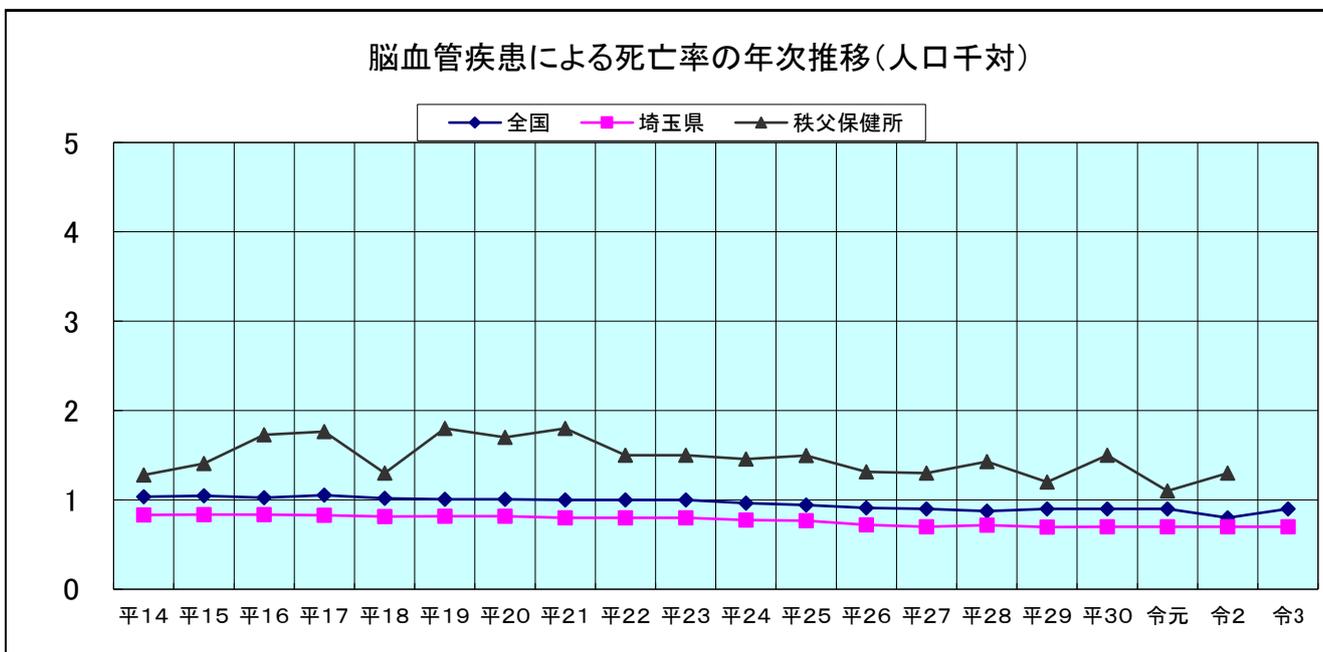
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1
埼 玉 県	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9
秩父保健所	2.8	3.1	3.1	3.2	3.1	3.0	3.3	3.4	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.6	3.5	3.8	4.1	4.1

[心 疾 患]



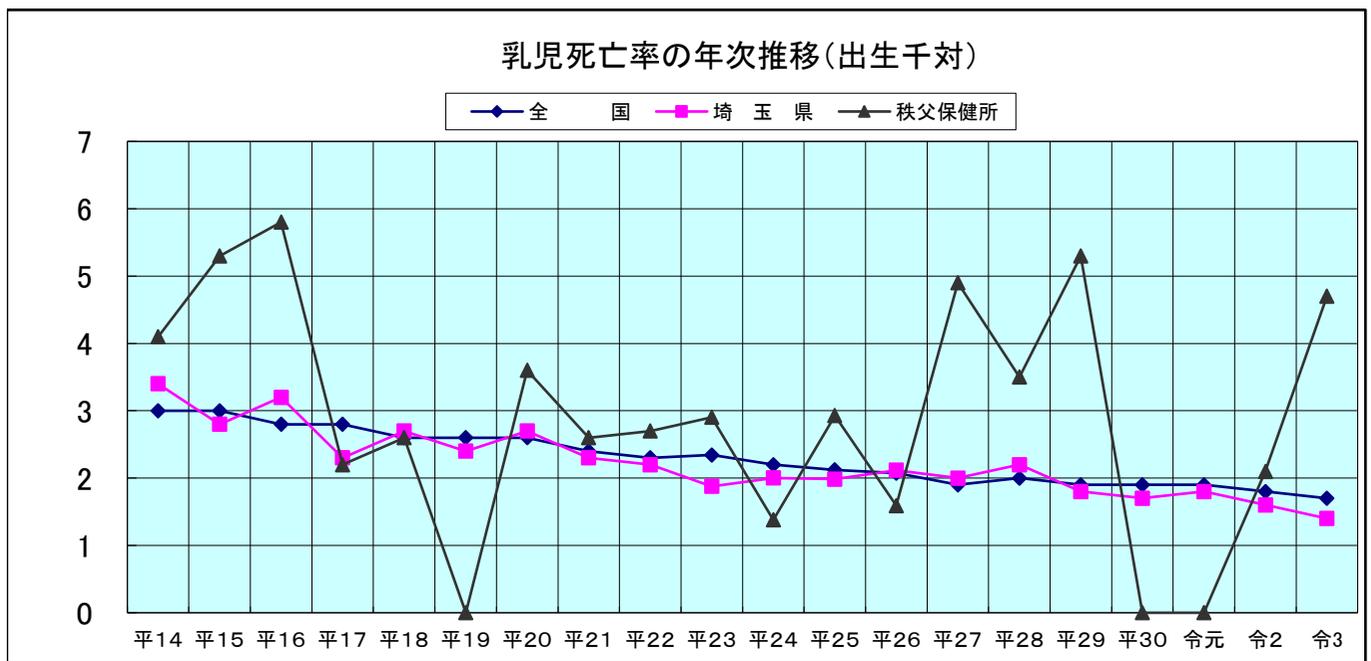
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7
埼 玉 県	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5
秩父保健所	1.6	1.6	1.5	2.0	1.8	2.1	1.9	1.8	2.4	2.4	2.4	2.7	2.7	2.4	2.5	2.8	2.6	2.3	2.6	

[脳 血 管 疾 患]



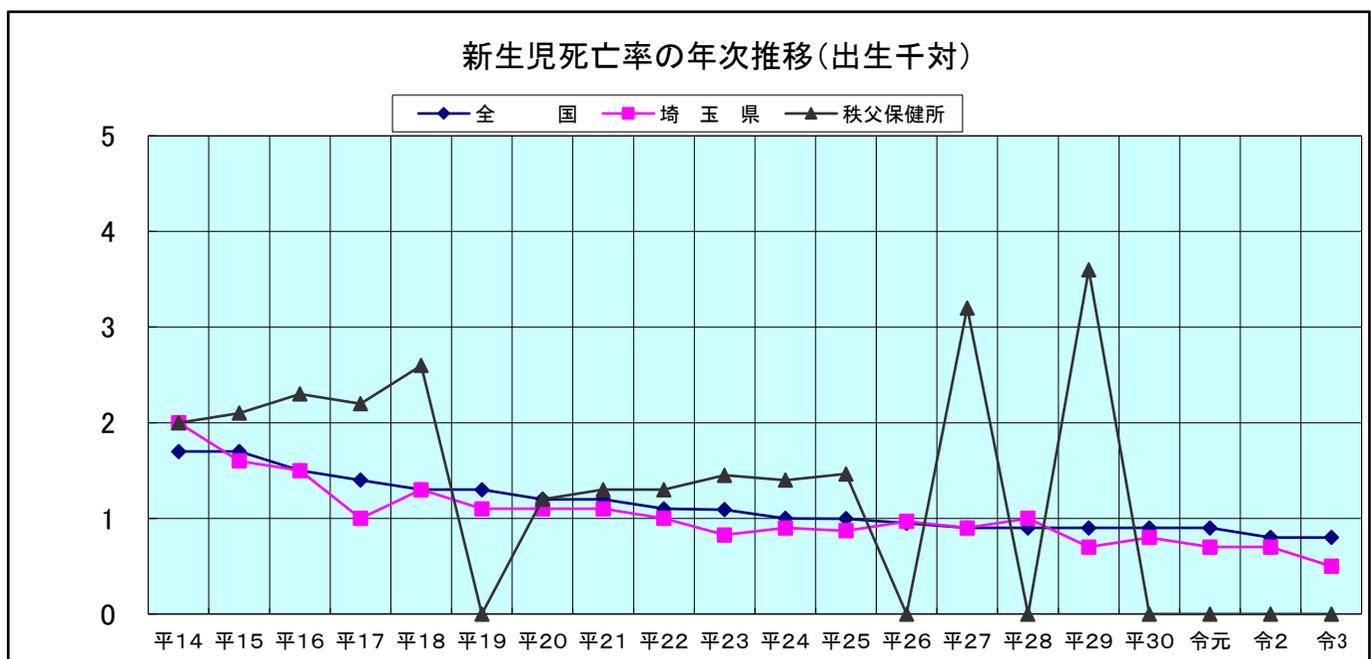
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9
埼 玉 県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
秩父保健所	1.3	1.4	1.7	1.8	1.3	1.8	1.7	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4	1.2	1.5	1.1	1.3	

オ 乳児死亡率の推移



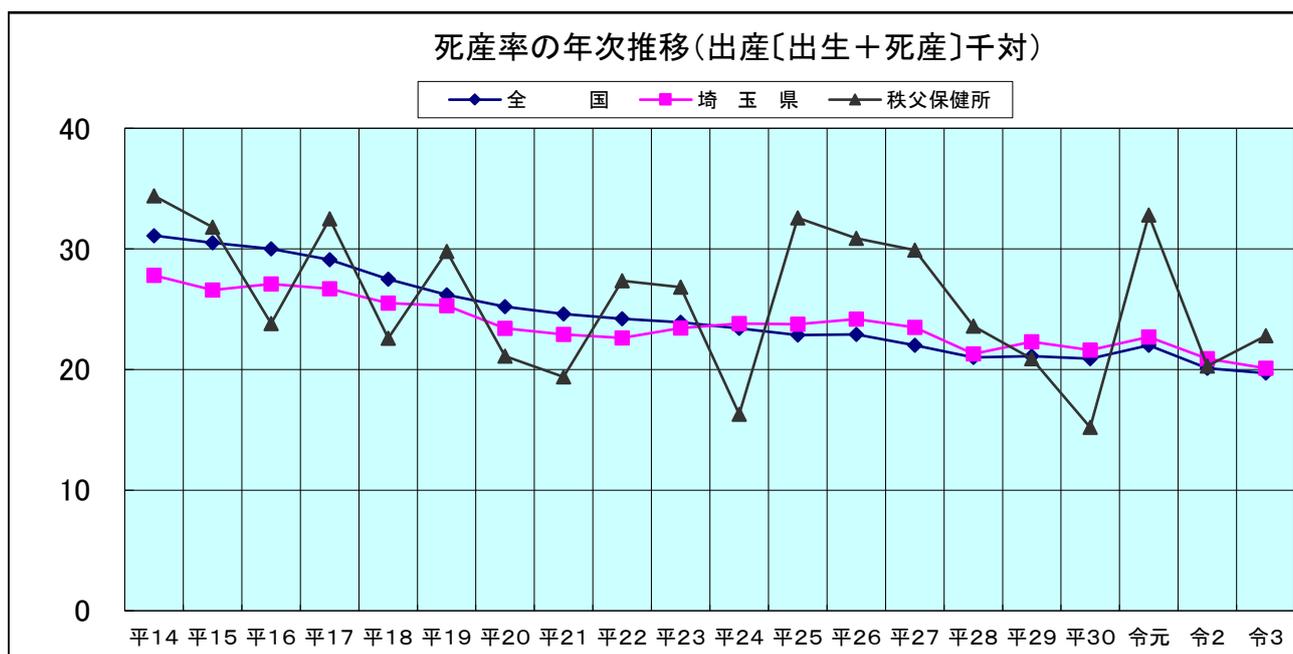
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	3.0	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
埼 玉 県	3.4	2.8	3.2	2.3	2.7	2.4	2.7	2.3	2.2	1.9	2.0	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.7	1.8	1.6	1.4
秩父保健所	4.1	5.3	5.8	2.2	2.6	-	3.6	2.6	2.7	2.9	1.4	2.9	1.6	4.9	3.5	5.3	-	-	2.1	4.7

カ 新生児死亡率の推移



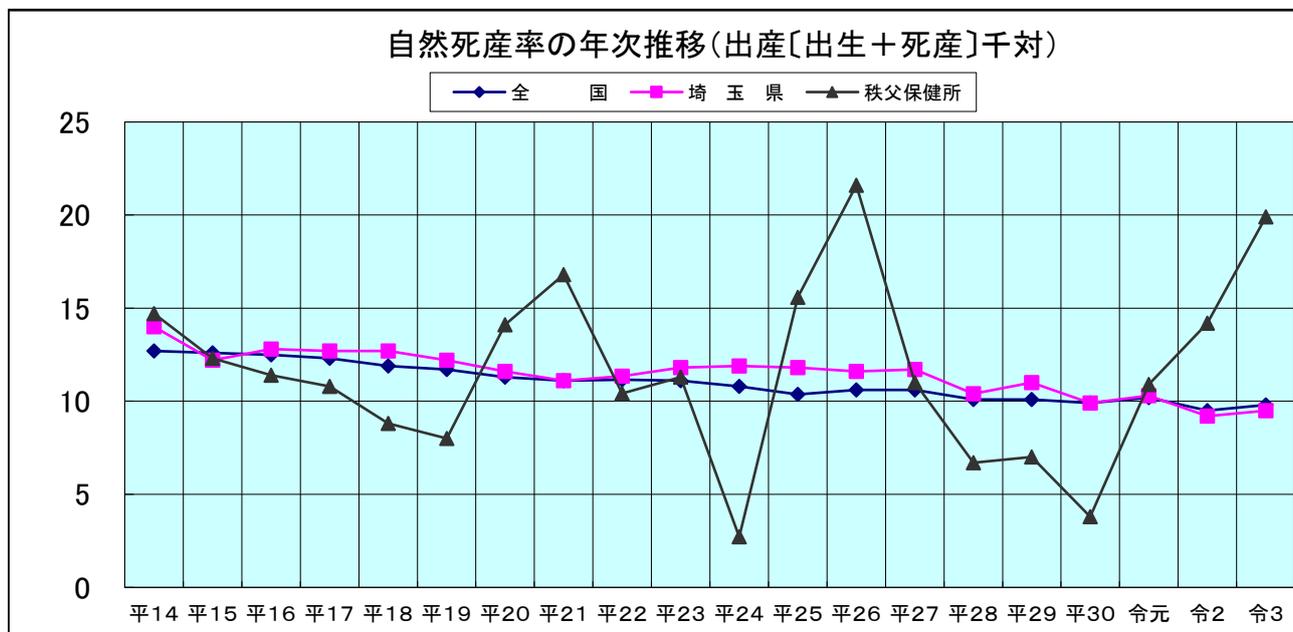
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
埼 玉 県	2.0	1.6	1.5	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.5
秩父保健所	2.0	2.1	2.3	2.2	2.6	-	1.2	1.3	1.3	1.5	1.4	1.5	-	3.2	-	3.6	-	-	-	-

キ 死産率の推移



	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	31.1	30.5	30.0	29.1	27.5	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9	23.4	22.9	22.9	22.0	21.0	21.1	20.9	22.0	20.1	19.7
埼 玉 県	27.8	26.6	27.1	26.7	25.5	25.3	23.4	22.9	22.6	23.4	23.8	23.8	24.2	23.5	21.3	22.3	21.6	22.7	20.9	20.1
秩父保健所	34.4	31.8	23.8	32.5	22.6	29.8	21.1	19.4	27.3	26.8	16.3	32.6	30.9	29.9	23.6	20.9	15.2	32.8	20.3	22.8

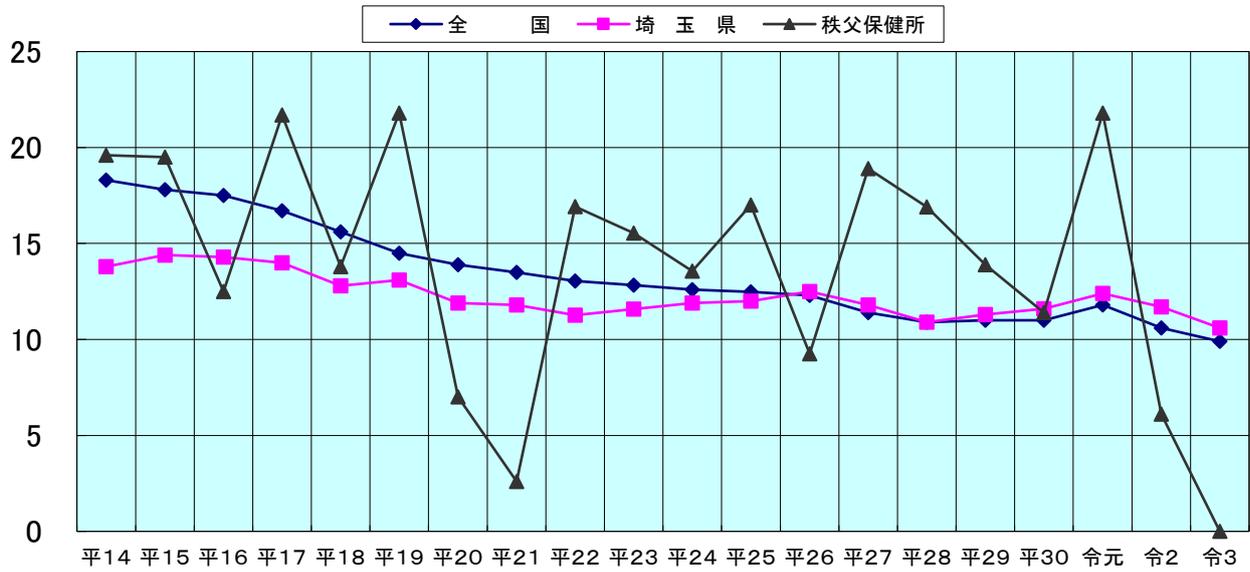
〔自然死産率〕



	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	12.7	12.6	12.5	12.3	11.9	11.7	11.3	11.1	11.2	11.1	10.8	10.4	10.6	10.6	10.1	10.1	9.9	10.2	9.5	9.8
埼 玉 県	14.0	12.2	12.8	12.7	12.7	12.2	11.6	11.1	11.3	11.8	11.9	11.8	11.6	11.7	10.4	11.0	9.9	10.3	9.2	9.5
秩父保健所	14.7	12.3	11.4	10.8	8.8	8.0	14.1	16.8	10.4	11.3	2.7	15.6	21.6	11.0	6.7	7.0	3.8	10.9	14.2	19.9

〔人工死産率〕

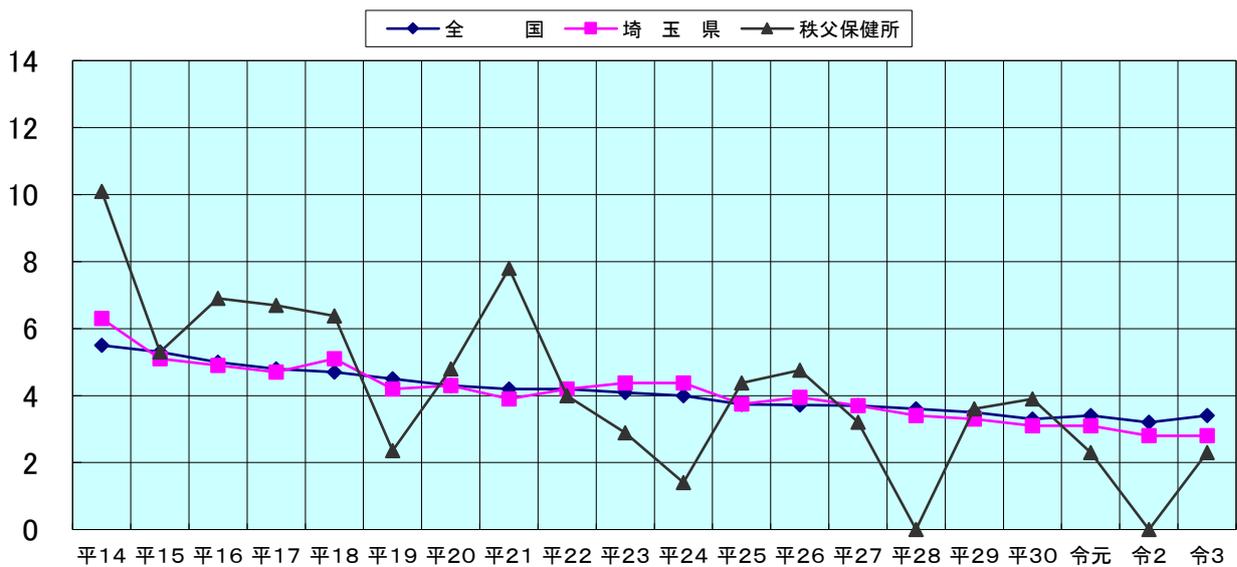
人工死産率の年次推移(出産〔出生＋死産〕千対)



	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	18.3	17.8	17.5	16.7	15.6	14.5	13.9	13.5	13.0	12.8	12.6	12.5	12.3	11.4	10.9	11.0	11.0	11.8	10.6	9.9
埼 玉 県	13.8	14.4	14.3	14.0	12.8	13.1	11.9	11.8	11.3	11.6	11.9	12.0	12.5	11.8	10.9	11.3	11.6	12.4	11.7	10.6
秩父保健所	19.6	19.5	12.5	21.7	13.8	21.8	7.0	2.6	16.9	15.5	13.6	17.0	9.3	18.9	16.9	13.9	11.4	21.8	6.1	-

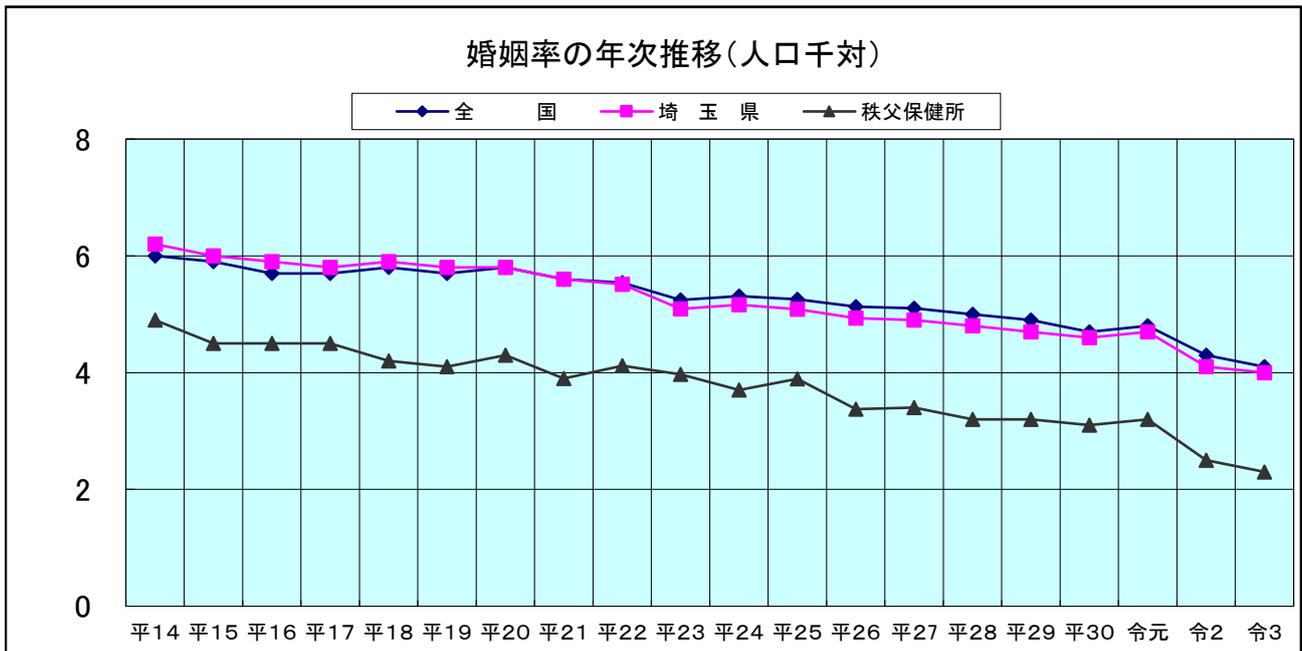
ク 周産期死亡率の推移

周産期死亡率の年次推移(〔出生＋妊娠満22週以降の死産〕千対)



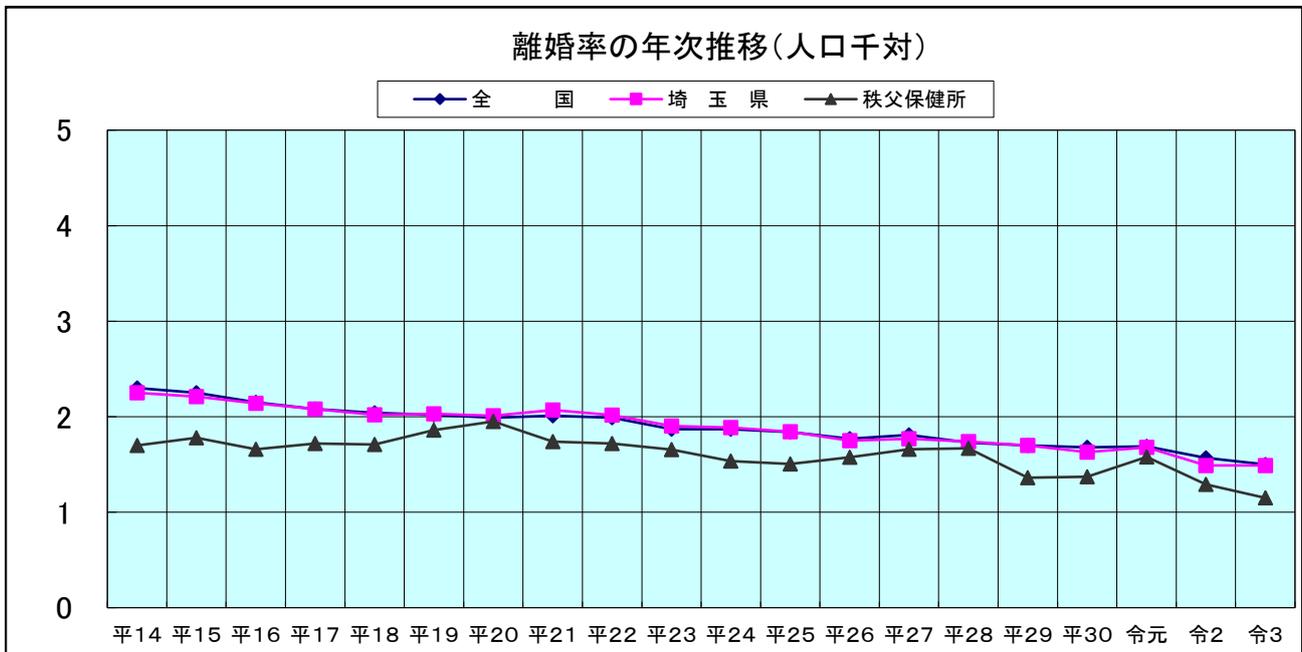
	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	5.5	5.3	5.0	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4
埼 玉 県	6.3	5.1	4.9	4.7	5.1	4.2	4.3	3.9	4.2	4.4	4.4	3.7	4.0	3.7	3.4	3.3	3.1	3.1	2.8	2.8
秩父保健所	10.1	5.3	6.9	6.7	6.4	2.4	4.8	7.8	4.0	2.9	1.4	4.4	4.8	3.2	-	3.6	3.9	2.3	-	2.3

ケ 婚姻率の推移



	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1
埼 玉 県	6.2	6.0	5.9	5.8	5.9	5.8	5.8	5.6	5.5	5.1	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.6	4.7	4.1	4.0
秩父保健所	4.9	4.5	4.5	4.5	4.2	4.1	4.3	3.9	4.1	4.0	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.1	3.2	2.5	2.3

コ 離婚率の推移



	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
全 国	2.30	2.25	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50
埼 玉 県	2.25	2.21	2.14	2.08	2.02	2.03	2.01	2.07	2.02	1.90	1.89	1.84	1.75	1.77	1.74	1.70	1.63	1.68	1.49	1.49
秩父保健所	1.70	1.78	1.66	1.72	1.71	1.86	1.95	1.74	1.72	1.66	1.53	1.51	1.58	1.66	1.67	1.36	1.37	1.58	1.29	1.15

第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員 令和4年9月1日現在

氏名	委員構成
石塚 史郎	医師
奥野 暁子	医師
佐藤 洋一	司法書士

2 埼玉県秩父地域保健医療協議会委員 令和4年9月1日現在

氏名	所属団体及び役職名
井上 靖	秩父郡市医師会 会長
平沼 清史	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
西 秀夫	秩父脳外科内科クリニック 院長
青木 伸一	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
栗原 勇雄	小鹿野町 福祉課長
関田 嘉子	秩父市立病院 副病院長兼看護部長
長妻 容子	横瀬町母子愛育会 会長
山口 アヤ子	秩父市食生活改善推進員協議会 会長
関井 秀明	公募委員
森下 喜子	秩父市 保健医療部長
守屋 則子	横瀬町 健康子育て課長
梅津 順子	皆野町 健康こども課長
内田 千栄子	長瀬町 健康福祉課長
南 昭一	小鹿野町 保健課長
黒沢 敬三	秩父消防本部 消防長
柳澤 大輔	秩父保健所 所長

3 埼玉県秩父地域医療構想調整会議委員 令和4年9月1日現在

氏名	所属団体及び役職名
井上 靖	秩父郡市医師会 会長
平沼 清史	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長

島村 寿男	秩父市立病院 病院長
坂井 謙一	医療法人花仁会秩父病院 院長
山田 昌樹	医療生協さいたま生活協同組合秩父生協病院 院長
桂 浩二	医療法人俊仁会秩父第一病院 院長
本強矢 郁夫	本強矢整形外科病院 院長
清水 大貴	医療法人彩清会清水病院 理事長
若山 昌彦	医療法人徳洲会皆野病院 院長
内田 望	国民健康保険町立小鹿野中央病院 院長
青木 伸一	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
栗原 勇雄	小鹿野町 福祉課長
関田 嘉子	秩父市立病院 副病院長兼看護部長
森下 喜子	秩父市 保健医療部長
守屋 則子	横瀬町 健康子育て課長
梅津 順子	皆野町 健康こども課長
内田 千栄子	長瀬町 健康福祉課長
南 昭一	小鹿野町 保健課長
柳澤 大輔	秩父保健所 所長

4 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員

令和4年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
大久保 毅	医療法人俊仁会 秩父第一病院 副院長兼在宅診療部長
宍戸 美智代	秩父訪問看護ステーション 所長
小泉 忠弘	秩父市 障がい者福祉課 主席主幹
宮下 喬輔	横瀬町 福祉介護課 主事
設楽 久美子	皆野町 健康こども課 主査
新家 美奈	長瀬町 健康福祉課 主査
倉林 千恵子	小鹿野町 保健課 保健師
石井 健司	秩父公共職業安定所 所長
四方田 敏行	秩父消防本部 警防課 主幹
柳澤 大輔	秩父保健所 所長

5 関係団体

令和4年9月1日現在

団体名	会長（代表者）	備考
秩父郡市医師会	井上 靖	
秩父郡市歯科医師会	平沼 清史	
秩父郡市薬剤師会	今泉 直樹	
秩父保健所管内食品環境衛生協会	島田 憲明	
秩父保健所管内狂犬病予防協会	田島 博史	
秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	土橋 元孝	
秩父郡市精神保健福祉会	山崎 かや	
秩父地域保健師会	梅津 順子	

6 健康相談等日程表

(1) 健康相談

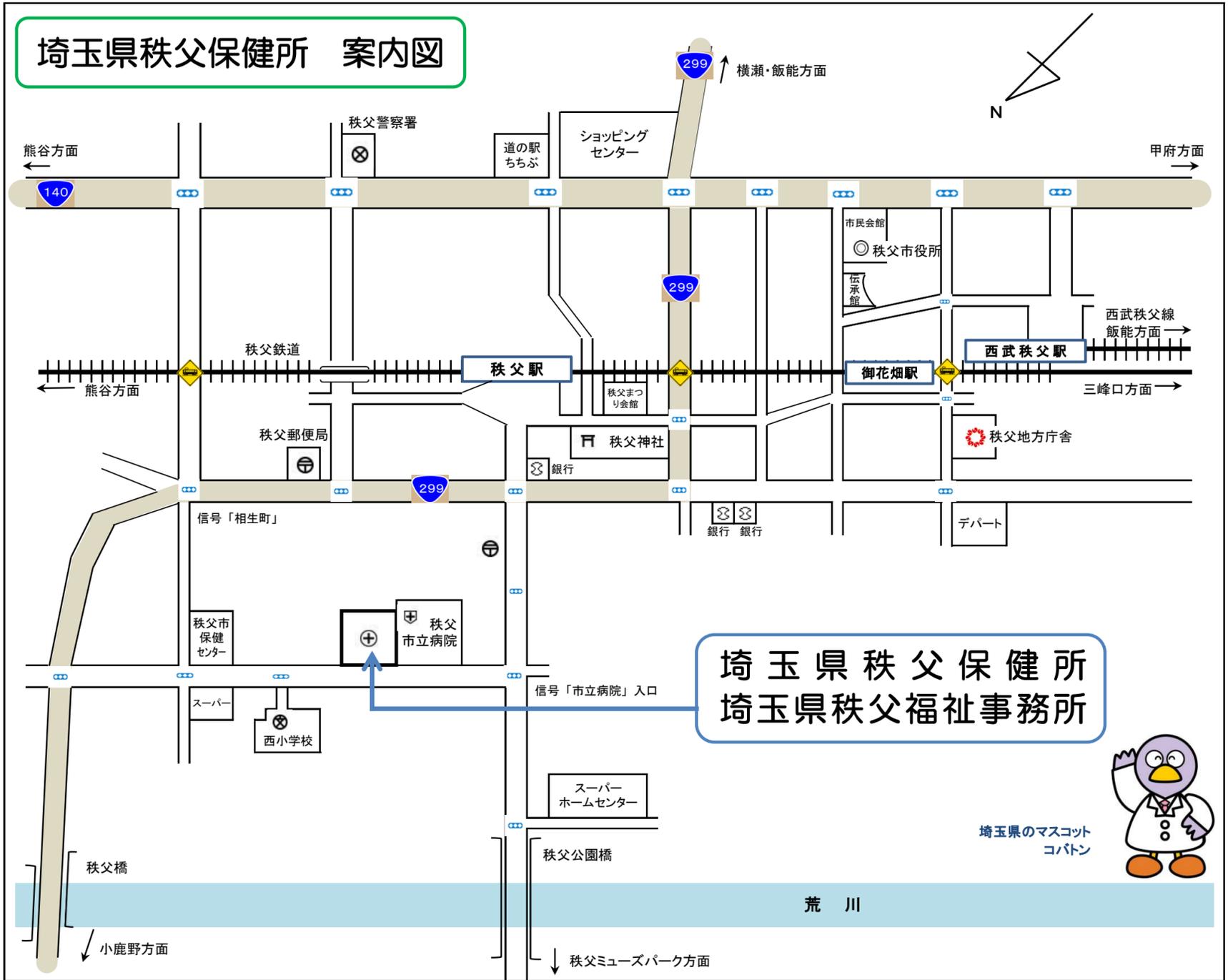
相談内容	実施日	受付時間	対象者等
結核接触者健診	毎月第2月曜日	9:00～10:00	結核患者の家族及び接触者 (予約制)
子どもの心の健康相談（医師）	奇数月第2火曜日	13:30～15:00	(予約制)
子どもの心の健康相談（公認心理師）	偶数月第4金曜日	14:00～16:00	(予約制)
ひきこもり専門相談	奇数月第1火曜日	13:30～15:00	(予約制)
HIV・性感染症検査・相談〔B型・C型肝炎検査を含む。〕	毎月第2水曜日	9:00～9:45	(予約制)
	毎月第4火曜日	17:30～18:15	(予約制)

※ 随時、電話相談も受け付けています。
祝日等の場合は変更又は中止することがあります。

(2) 検査

検査項目	受付日	受付時間	備考
水質検査	毎月第2・4月曜日	9:00～10:00	

※ 祝日等の場合は実施していません。
翌日が祝日等の場合は、変更又は中止することがあります。



令和4年度版 事業概要

令和4年9月発行

編集・発行 埼玉県秩父保健所

〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町8番18号

電話 0494-22-3824

FAX 0494-22-2798

メールアドレス t223824@pref.saitama.lg.jp

ホームページURL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0713/>